

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
246	新潟県、茨城県、群馬県	地方創生関係交付金の運用の見直し	地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないこと、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。 【支障事例】平成29年度における新規事業は5月31日が交付決定となっている。政府関係機関移転基本方針(H28.3.22まち・ひと・しごと創生本部決定)I-2(1)による事業を申請したが不採択になっている。	【制度改正の必要性】現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、郡山市、ひたちなか市、神奈川県、三条市、金沢市、岐阜県、静岡県、富山市、愛知県、名古屋、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ○地方創生推進交付金について、不採択の場合に理由が明示されないため、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。 ○地方創生推進交付金において、交付決定まで時間を要するため、事業の実施に支障が出る可能性がある。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。 ○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。 ○また、事業の一部不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不透明さが残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。 ○交付決定前に支出負担行為を行えないことで、民間事業者との契約締結に支障が生じている。年度当初から執行が可能になれば、円滑な事業計画の策定が可能になるので、認定スケジュールを改めるべき。 ○評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由も明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請に当たり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すべき。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 ○また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。
247	静岡県	浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外	「浄水場の沈殿池より生ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。	静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。	環境省	滋賀県、宮崎県、伊丹市、松山市、鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においても浄水施設において着水井・接触池、河川取水施設において導水路、沈砂池と処理薬品の注入前に土砂が沈降する施設がある。一定期間の堆積をみて定期的に浚渫を行っているため、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されると処理費用を低減することができる。 ○静岡県企業局と同様に本県(企業庁水口浄水場)でも、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。取水口および取水管については隔年に、沈砂池等については毎年清掃を実施しており発生する土砂(川砂)が産業廃棄物から除外された場合の処理費用(試算)は以下のとおりであり、安価で安定的な用水の供給が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物処理費:715千円/年 ②建設発生土処理費:114千円/年(静岡県の試算例による) ③差額:△601千円/年 ○当市公営企業局市之井浄水場では、河川から取水を行い、上水道としての浄水処理を行っている。浄水処理で発生する汚泥は全て産業廃棄物扱いで処分しているが、河川からの取水後、沈砂池に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂については、通常の河川の土砂と同様であることから、規制緩和により、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されることで、処分費用が削減でき、水道事業経営への負担も軽減できることから、制度改正は必要である。 ○本県企業局(北部管理事務所)においては、5年毎に沈砂池の土砂除去を行い、産業廃棄物として中間処分(無機汚泥)しており、処分経費は1年当たり換算した場合、約1,000千円/年となっている。経費削減が見込まれるため、提案団体の意見のとおり改正すべきと考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。</p> <p>・審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各種要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いしたい。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的にご活用いただきたい。</p>	<p>交付決定のスケジュールにより、前年度からの継続事業以外の新たな取り組みが年度当初から事業着手できず、また、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されない場合があるなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限される面があるため、運用の改善を願いたい。</p>	<p>【神奈川県】</p> <p>回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】</p> <p>・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>【福岡県】</p> <p>事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解している。</p> <p>このため、浄水場において発生する土砂が廃棄物に該当するか否かについては、都道府県等において総合的に勘案し判断して差し支えない。</p> <p>なお、「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は廃棄物処理法の対象とならないものである。</p> <p>※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」(昭和46年10月16日環整43号、改定昭和49年3月25日環整36号)通知より</p>	<p>・浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂は、環境省回答のなお書きのとおり「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」と同様に廃棄物処理法の対象外と考える。</p> <p>・しかし、昭和46年10月25日付環整第45号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(以下「留意事項通知」とする)では、無機性汚での代表的なものとして「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」が例示されているため、本県のみならず他県においても「薬品投入前の土砂」を産業廃棄物として処理せざるを得ない状況にある。</p> <p>・このため、「薬品投入前の土砂」が廃棄物処理法の対象外であることを明確にするため、留意事項通知の改正を求める。</p> <p>(現行)「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」 ↓ (例)「浄水場の薬品投入後に生ずる汚でい」 又は 「浄水場の沈でん池より発生する汚でい(土砂に該当するものを除く)」</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を行うこと。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
248	静岡県 【重点24】	自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し	自動車運転代行業について、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、条例等で損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化や最低利用料金を規定することを可能とする等、自動車運転代行業の安全と質を確保し、利用者の保護を図るため、都道府県が適切な指導・監督を行える仕組みに見直す。	【経緯】 第4次一括法において、自動車運転代行業に関する国土交通大臣の権限・事務の一部が平成27年度から都道府県知事に移譲され、法及び国の技術的助言に基づき県内の代行業者の指導・監督を行っているところであるが、認定や立入検査後に、事業所の撤去や保険料を未納とし、法令で義務付けられている事項に係る必要経費を加味した適正料金を大幅に下回る料金を設定している業者が存在する。 静岡県内における平成28年の自動車運転代行業者の人身事故は24件に上り、事故が発生した際には、利用者が不利益を被るケースもある。 【支障事例】 県及び県公安委員会では、事業者には義務付けられている事業所の設置、自動車保険への加入、運転従事者の研修等について、立入検査や講習会の実施など事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、自動車保険の支払い状況の報告が義務化されていないことや利用料金に関する具体的な規定がないことなどから、このような事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。	警察庁、国土交通省	茨城県、滋賀県	○「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」において、随伴用自動車の任意保険加入が義務化されていないため、公安委員会からの認定の事前協議において、任意保険加入は認定の要件ではなく、任意保険未加入でも認定されることになる。このことは利用者保護の観点から問題である。また、当県は国からの権限移譲を受けたが、自動車運転代行業者への指導監督を行うには十分な体制とはいえない。については、まずは、国の法制度の見直しと都道府県が運転代行事業者への適切な指導監督が行える体制確保のため、国による十分な財政措置が必要である。 ○本県では、各事業所に対する立入検査や講習会などを通じ、事業者の規範意識の向上に努めているところであるが、保険加入状況の報告義務化や最低利用料金の規定に関して具体的な規定がないことから、不良事業者の発見、指導・監督、摘発等をするに当たり限界が生じている。 ○本県では法第21条に基づき、保険の加入状況に係る報告書の提出を求めているところであるが、未提出の事業者も多く、実態把握が困難となっている状況がある。
249	千葉県 【重点22-③】	指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①保険情報 (加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報)) ②収入情報 (障害年金関係情報)	①保険情報 医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県	○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。 ○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会しての状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第2項に基づき、自動車運転代行業者に対しその業務に関し報告を求める等行うことにより、その目的を達することができる。なお、定期的な報告等が必要であれば、各都道府県において適宜措置されたい。</p> <p>また、自動車運転代行業は、専ら、地方都市の深夜の歓楽街の酔客という限られた時間・場所・利用者を対象に行われるものであって、時間・場所・利用者を問わず行われあらゆる場面において利便性等が確保される必要がある公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、全国的に一律に同内容の基準を定めるべきではないため、現行法において御指摘のような最低利用料金の規定は設けられていないところであるが、条例で料金に関して規制を設けることについてその可否も含めて検討を行う。</p>	<p>(保険料の支払状況報告の義務化)</p> <p>JD共済又は全国運転代行共済に加入している代行業者については、国の技術的助言により、毎月、両共済からの提供資料に基づき、法第21条第2項に基づく報告徴収を行い、法第12条の損害賠償措置の履行状況を確認しているが、他の保険会社に加入している場合は、当該報告を代行業者に適宜求めなくては確認できない。加えて、保険料が月払いの場合は、毎月、当該報告を都道府県から代行業者に求める必要があり、報告を求めるための事務量が膨大となるだけでなく、損害賠償措置の履行状況の把握が遅延し、代行業者に対する指導を速やかに行うことができない。</p> <p>利用者保護の観点から、損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化は必要であり、条例で規定するにしても、そのための明確な根拠規定を法令に設けるべきと考えるが、第1次回答において、現行の法第21条第2項に基づき条例で規定できるとのことなので、少なくともこのことについては地方公共団体に対し通知等により周知していただきたい。</p> <p>(料金設定の条例化)</p> <p>料金は民間事業者の経営の根幹に関わるものであり、通常、民間事業者が自由に設定している。代行業者の自制を求めるため、国のガイドラインに「著しい低料金の場合、独占禁止法の不当廉売に該当する可能性がある。」と示されているが、法的根拠なしでは、各都道府県が利用料金についてガイドライン以上の指導を行うことは限界がある。</p> <p>また、平成28年7月に静岡運輸支局に対し、条例による料金設定の可否について国土交通省の見解を伺ったところ、現行法では料金に関して条例で規定することはできない旨の回答が示されている。このため、仮に見解を見直す場合であっても、利用者や代行業者に利用者保護を図るための措置であることを理解してもらうため、料金について条例で規制できる旨を法令上明確に規定願いたい。また、条例で料金に関して規制を設けることの可否に関する検討経緯及び結果について、各運輸局、運輸支局及び地方公共団体に対し、説明をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>適切な指導・監督体制が構築できるよう提案の実現を求める。その際、条例等により各自治体が地域の実情等を反映する裁量が認められるよう配慮して制度設計すること。</p> <p>なお、損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告の義務化については、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、その強制方法等を含めて提案の趣旨を踏まえ根拠等を明らかにすべきである。</p>
<p>【内閣官房】</p> <p>ご提案の情報連携については、他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。</p> <p>【内閣府】</p> <p>まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率性等について検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p> <p>【総務省】</p> <p>まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率性等について検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>ご提案の情報連携については、他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。</p>	<p>情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。</p> <p>収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。</p> <p>また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
250	千葉県	農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはいない(交付決定前着手に対する国の但し書きも同様)。県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。 なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とほぼ同時期に交付申請を行うにも関わらず、例年、4月中に交付決定が行われているところである。	農林水産省	北海道、神奈川県、静岡県、浜松市、兵庫県、岡山県、愛媛県、佐賀県	<p>○変更申請においても交付決定に1ヶ月程度を要するため、同様に早期の交付決定をお願いしたい。</p> <p>○早期着工を必要とする事業に対応するため、提案にあるような交付決定手続の簡素化について検討いただきたい。</p> <p>○交付決定が遅延しているため、事業の早期着手を妨げていることや、交付前着手届の提出など事務量の増大を招いている。他の補助事業同様、速やかな交付決定が行われるべきである。</p> <p>○今年度の農山漁村地域整備交付金の交付決定は5月29日積雪期での工事を避けるためにも、可能な限り早期に事業着手したい。</p> <p>○本市としては、原則として交付決定を待つ事業着手しているが、今後、早期発注が必要となる事業も見込まれることから、年度当初に交付決定がされることであれば、業務の効率化等につながるものとする。</p> <p>○本県においても、交付決定の遅れで各事務所への事業費等の割当てが遅れることにより、予算の早期執行に支障が生じている。</p> <p>○事業の実施要綱・要領上では、交付決定前着手届けを提出することにより事業主体の責務で事業に着手する事が可能となっているが、事業主体によっては、国・県からの交付決定をまって事業に着手する地区もあり、事業の早期執行に支障を期待している。</p>
251	千葉県	農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林水産省関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。)」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	農林水産省	豊橋市、岡山県、鳥根県、沖縄県	<p>○地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整に係る時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>本交付金の交付決定に当たっては、これまででも内部審査を簡略化するなど国としても早期に交付決定できるよう見直しを行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、本交付金は、農・林・水の多種多様な事業を実施する事業であることから、内容を審査し交付を決定するまでに一定の期間を要するところである。</p> <p>このようなことから、本交付金においては、「交付金交付決定前着手届」を国に提出することにより、交付決定前に直ちに事業に着手することが可能となるよう制度化しているところであり、この制度を活用して、早期に事業着手している事業主体もある。</p> <p>今後は、交付申請の審査に当たり、これまで、農政局で審査した後、本省で審査する事務の流れとなっていたものを、農政局の審査と平行して、本省においても審査を進めることとし、農政局及び本省での審査期間を更に短縮するよう審査のあり方を見直すこととするが、併せて、貴県においても、交付決定前着手届の制度を御活用いただければ幸いである。</p>	<p>今後は、審査体系の見直しによる速やかな交付決定をされ、予算を早期執行できるよう検討をお願いしたい。</p> <p>併せて、可能であれば複数の事業に関する交付事務をそれぞれの事業を所管する農政局などの担当部局へ交付事務を委任する等の制度見直しをお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>平成29年3月31日付けで改正された「土地改良事業関係補助金交付要綱第9」に準じ、「農地防災事業等補助金交付要綱第8」に定める地区相互間の経費の額の流用については、一定の場合において、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更とし、農林水産大臣の承認を不要とする方向で関係機関と調整しつつ検討したい。</p>	<p>今年度も7月末時点で既に2回にわたる地区間相互の変更承認申請を行っており、年度内の変更回数も昨年度と同様となる見込みであることから、できる限り早期の対応を要望する。</p> <p>遅くとも年度内には要綱が改正され、来年度からは新たな基準により進められるように調整して頂きたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
252	千葉県 【重点38】	国定公園の公園 計画変更に係る 事務権限の移譲	<p>国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。</p> <p>また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。</p>	<p>本県の国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。</p> <p>現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。</p> <p>そのため、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。</p> <p>計画変更に県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。</p>	環境省	岩手県	<p>○軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。</p> <p>○千葉県の提案は事務の迅速化に資すると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>具体的な支障事例として、2社の民間事業者から企画の段階で投資を断念されてしまった点をあげられておりますが、7/11に実施された提案団体からの集中ヒアリングを踏まえると、提案団体において国定公園に係る公園計画の変更手続に要する時間が要因であるかどうかは定かではなく、また、公園計画の変更に要する時間については、申し出から決定まで半年程度で処理できる体制が既に整えられているところです。この点については、平成27年度の提案募集においても回答しております。</p> <p>さらに、本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していきます。</p>	<p>事業再建に向けて観光施設に対する投資に興味を示した民間事業者(2社)は、既存の施設が国定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続を経て着工するまでの期間が見通せず、投資案件として忌避された。</p> <p>現在の制度運用上では、公園事業計画の変更に係る期間は半年程度とされているが、事前協議を経て正式に提出・受理と進むのが通例で、可否判断の基準が示されていない状態では、この段階でも所要時間の見通しが困難であり、さらに、計画変更決定は環境大臣の所管となるため、2段階の了解を得る必要があり、投資企業から見れば進捗状況が見えない状態になる。</p> <p>リゾート開発の場合は、事業企画、土地所有、施設建築、営業戦略、現場運営などの業務を種別ごとに別企業での分担が多く、不動産に関する見通しの不透明さゆえ、この事業チームの構築ができない。(仕事が始まる時期が分からず、人材の確保も融資計画も手を付けられない)</p> <p>国定公園内の手付かずの自然環境に変更を加えることに慎重であることは当然だが、既に施設が建設されている区画にあっては、廃墟化による景観・雰囲気等の悪化がもたらす国定公園の魅力の毀損こそ防ぐ必要があり、国定公園の魅力を担保するためにも老朽施設の更新が円滑に行われる条件整備が必要になる。</p> <p>現実的な方策として、既存施設の立地する区画において施設の改築を行う場合、用途に本質的な変更がない軽微な案件(既設のホテル・水族館などは観光系の集客施設であるが、自然公園法施行令に規定のある他の集客施設に変更し、増築・建替えるケース等)は、公園の管理・運営を行う都道府県知事の判断に委ねるようにしていただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
253	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 【重点3】	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市(H30年4月～)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県	<p>○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。</p> <p>○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。</p> <p>○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。</p> <p>こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。</p> <p>○「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えるが、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。</p> <p>○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。</p> <p>市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。</p> <p>特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。</p> <p>○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。</p> <p>・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。</p> <p>・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。</p> <p>○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。</p> <p>○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考ええる。</p> <p>○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>	<p>早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。</p>	<p>-</p>	<p>【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</p> <p>【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
255	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合 【重点4-①】	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減	子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。	特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではないか。	内閣府	旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市、石川県、長野市、浜松市、豊田市、高槻市、北九州市	<p>○子ども・子育てプランにおいて、都道府県は市町村の数値を集計するだけの為、市町村での判断さえ行われていれば、都道府県での判断は必要ないと考え。また整備事業を数多く実施しているため、対象施設が多く、比例して道と本市の事務量が多くなっている。</p> <p>○本市においては、新規開設園の認可時に県との協議期間として1か月を要するため、すべてのスケジュールを前倒しして行っている。また、既存園の定員内訳も変更時にも園からの申し出があっても、県協議期間の1か月を空けて認めることとなるので、園の申し出に対して迅速な対応ができない。また、提案市の仰るとおり利用定員の設定、変更は市の実情に合わせて行っており、都道府県の判断によって変更されることが考えられない。</p> <p>○子ども子育て支援事業計画に沿って利用定員の設定・変更を行うため、都道府県への協議については不要であると考え。</p> <p>○左記支障事例と同様に協議にかかる事務負担が生じている。なお、「特別自治市」の早期実現を掲げる本市では、特定教育・保育施設の定員設定・変更についても、都道府県協議の必要性は小さいものと考え。</p> <p>○特定教育・保育施設の利用定員の設定については、市町村が設置者と十分調整した上で行われていることから、「届出」に見直すなど、緩和することで事務の軽減や迅速化につながる。</p> <p>○本市においては、年間44件(H28実績)の定員設定・変更の手続きがあるが、申請の多くが4月1日から変更を目指して年度末に集中するため、相応の事務負担となっている状況にある。また、都道府県協議の意義として、市町村間の広域調整が考えられるが、当該調整は、市町村計画の策定時点における協議(子ども・子育て支援法第61条第9項)で行うべきものであり、市町村計画で定めた範囲内での施設単位の定員設定や変更について、都道府県協議を義務付ける必要はないものと考え。</p> <p>○本市においても、利用定員の設定や変更については、市で策定した計画に基づき市の実情に応じて行うものであるため、県協議は不要であると考え。</p>
257	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	内閣府、厚生労働省	高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>教育・保育施設については、広域利用もなされており、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなっている。各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。</p> <p>なお、提案において指摘されている地域型保育事業の利用定員の設定・変更について、都道府県への協議が義務付けられていないのは、同事業がそれぞれの地域のニーズにきめ細かに個別に対応する性格のものであり、本来広域的な利用を念頭に置いていないからである。</p>	<p>○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあると考えるが、個々の園ごとの利用定員等の変更の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しく、協議ではなく届出でよいと考える。</p> <p>○市町村計画に基づき、教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。</p> <p>○整備必要数に対する供給方法(教育・保育施設もしくは地域型保育事業)の選択は市町村が行っているところであり、これまでも府による広域利用調整が必要なケースは発生しておらず、利用者のニーズにより市町村間で適切に処理されている。</p> <p>○これら現状を鑑みれば、特定教育・保育施設の利用定員の変更について都道府県への協議の義務付けは必要はなく、届出に変更していただきたい。</p>	<p>【船橋市】</p> <p>○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんどは、区市町村単位であり、量の見込みと確保方策についても、市町村が定めた同区市町村計画の積み上げであり、計画策定時に協議済みです。</p> <p>○これに基づいて認可・認定を行っているのであれば、市町村計画の範囲内での利用定員の設定・変更は協議の必要性は薄く、届出で支障がないと考えます。</p> <p>○また、認可・認定は所在地の区市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。</p> <p>○以上のことから、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の把握は必要ですが、計画策定時及び、認可・認定時に別途協議を行っているため、利用定員の設定・変更の協議は届出として支障ないと考えます。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員の設定及び変更に係る都道府県協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、義務付けを見直すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府、厚生労働省】</p> <p>○保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。</p> <p>○よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。</p>	<p>現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置(第97条)では、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、残り1/3は「知事が認める者」も配置が可能。しかし、園全体における職員配置(第96条)では、基準上必要な人員の1/3に「知事が認める者」が認められていない。</p> <p>97条で求められる職員配置の要件を満たしていたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを減らざるを得ないケースが出てきているが各時間帯における職員配置を満たしているのであれば、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されると考える。</p> <p>貴府・省からは、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配置基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として国も想定している子育て支援員よりもさらに講義研修・OJT・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
258	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市 【重点1-②】	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも22の市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	内閣府、厚生労働省	高槻市、宇美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもの受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。
259	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	内閣府、厚生労働省、国土交通省	高槻市、大村市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【内閣府・厚生労働省】 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。</p> <p>その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。</p> <p>従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。</p> <p>なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>	<p>大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。</p> <p>現状の特例対象は「①前々々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。</p> <p>また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり(保育所991に対し、幼保連携型認定こども園434)、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。</p> <p>また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自体が苦慮している。</p> <p>なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによつてならかの不都合が生じているとの報告は受けていない。</p>	-	<p>【全国知事会】 保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>【内閣府・厚生労働省・国土交通省】 既存建築物を保育所に用途変更しやくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、 ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化 ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入 ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化 を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。</p>	<p>現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
262	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	保育士修学資金貸付等制度における就職準備金貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象者要件が、現在「保育士登録後1年以上」かつ、「離職後1年以上」又は「勤務経験のない者」となっているため、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できない制限となっており、喫緊の課題である保育士確保の目的には十分に活用できない。	厚生労働省	川崎市、浜松市、島本町、北九州市、大村市、沖縄県	○本市においても、当該貸付事業を実施しているが、要件が厳しいために対象者が少ない状況であるため、要件緩和は必要であると考え。 ○潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。
263	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和	子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるように制度の見直しをされたい。	府内の子育て短期支援事業実施市町村の割合は、震災孤児の保護・収容を目的とした児童養護施設等が他府県と比べ充実していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多いため、児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置入所等で常に満員であり、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。 また、府内における児童養護施設等の多くは里親のリクルーティング・マッチング・支援機能を広域的に発揮できる体制になく、施設としてできる範囲は、施設近辺の関係性のある里親に対して登録を促していくことが限度であり、仮に市町村を跨いだ施設を介した里親へ委託を行えたとしても、利用者は遠方まで児童を送迎しなければならず負担が強いられる。 そもそも、府内の児童養護施設等には地域偏在があり、府内の市町村のおよそ半分は児童福祉施設等が存在しない。このような中、近隣に実施施設を持たない市町村が、市町村域を跨いだ施設を介した形式で、里親に委託する事業の活用は、極めて困難である。	厚生労働省	川崎市、大垣市、焼津市	○当内に児童養護施設や乳児院がなく、子育て短期支援事業を利用する場合は、保護者が市外にある施設へ送迎する必要があり、大きな負担となっている。 ○当市は児童養護施設とファミリーホーム(1か所)と子育て短期支援事業の委託契約を結んでいるが、2施設と少ないことから申請に対応できているのは半分程度である。定員や年齢等の理由で施設から受け入れを断られることが多々あり、出産や入院等の切迫した状況で、施設が使えない場合、児童相談所に一時保護を依頼したケースも複数あった。ほかにも緊急時の受け入れや学校等の送迎など、里親家庭を利用することで課題解決が図られる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>就職準備金貸付では、「離職後1年以上経過」していること等を要件としているが、当該期間を短縮した場合、貸付を受けるために離職をしてしまうような保育士のモラルハザードが発生する恐れがあり、慎重に検討することが必要。まずは、現在の制度に基づき、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図り、潜在保育士の掘り起こしを行うべきである。</p>	<p>○貸付を受けるために離職をしてしまうモラルハザードの発生の恐れについては、本制度はそもそも給付ではなく、就職に当たって必要とする費用を対象とした貸付制度であり、返還の免除についても保育所等で2年間従事する必要があることから、モラルハザードとして問題化するほど、貸付を受けるためだけに安易に離職する恐れは極めて低いと考えられる。</p> <p>○また、就職する者のうち離職後1年未満の者は約1割を占めている状況があるため、期間の要件緩和により、保育人材の確保につながる効果がある。</p> <p>○なお、ハローワークや保育士・保育所支援センターと連携した潜在保育士の掘り起こしについては既に積極的に行っているところであるが、貸付決定は十数件と低調な状況にあるため、より活用されやすいよう要件緩和されることを提案する。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>子育て短期支援事業の実施施設については、「児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設」としており、施設のない里親支援機関は実施できないこととされている。施設のない里親支援機関が当事業を実施できるよう見直すことについては、そうした機関が緊急時に里親を支援することが可能か等、課題を整理した上で検討してまいりたい。</p>	<p>本府においては、平成20年4月1日雇児発第0401011号による「里親支援機関事業の実施について」により、里親支援において豊富な経験を有する民間NPO法人と連携し、里親支援機関を設置し、地域コミュニティの再生を基盤とした里親の開拓から調査、研修、マッチングから支援までを一貫して取り組む、里親を活用した乳幼児預かりモデル事業に平成27年度より取組んできた。</p> <p>また、厚生労働省は上記通知を廃止し、平成29年3月31日雇児発0331第44号「里親支援事業の実施について」により、「里親支援事業実施要綱」が定められ、平成29年4月1日より実施されることとなったことから、同要綱に定める里親支援機関(A型)として指定を行い、府内6カ所の子ども家庭センターそれぞれに里親支援機関を設置する計画を推進している。</p> <p>本府の3ヶ所(うち2ヶ所がNPO法人を指定)の里親支援機関は、既に、児童相談所より、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく里親委託や同法第33条第1項に基づく一時保護委託をマッチングし、緊急時の対応を含めて支援を行っており、厚生労働省回答の課題はクリアしているものとする。</p> <p>しかしながら、今後、里親支援事業実施要綱に基づき、全国の都道府県がさまざまな里親支援機関(A型及びB型)を指定することも想定され、緊急時の対応等懸念されることも理解できる。</p> <p>については、市町村の役割が強化される中、子育て短期支援事業は必要不可欠なサービスであり、社会的養護関係施設のない市町村において、子育て短期支援事業の社会資源を持つことは喫緊の課題である。施設を持たない里親支援機関が子育て短期支援事業を受託することのできる指針について早急に策定されたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
265	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	<p>【現状】所有者等を確認するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。</p> <p>【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を確認し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。</p> <p>また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が発出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かではない。</p>	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	<p>いわき市、ひたちなか市、船橋市、小田原市、中野市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市</p> <p>○近隣住民より空き地の不法投棄についての陳情を受け、所有者に適正管理を依頼するため、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本を取得したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地あてに文書を送付したところ、返送されなかったため、転送されたものと想定されたが、転送先の住所が区では把握できないためそれ以上の対応は出来なかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送先が把握できなかったことで区での対応がストップしてしまったが、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者等に通知することが可能となり、住環境改善等が図られる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き地のため現段階では特措法の対象外だが、今後同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地も対象として欲しい。</p> <p>○空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも係わらず、その所在地が現住所のままとなっているケースがある。この場合、郵便局に転居届が提出されていれば、1年間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定へ有益な情報となる。故に、空家の所有者等に郵便物が転送先へ配達される場合において、行政側から求めがあった時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるようにして欲しい。</p> <p>○当市でも同様に住民票を置いたまま移動したために空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。空き家の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。</p> <p>○当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在地が該当空き家のままになっている場合がある。このような場合は、文書が未送達となるか、他の住所へ転送され、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報入手することにより、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。</p> <p>○既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても書類上、空家の所在地に居住していることとなっていない等、判明しない事例がある。郵便物の返戻情報がないことから、実際の居住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が概ね30件程度あり、過去郵便局に空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。</p> <p>○当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を郵送すると郵便局において転送され相手方には届くもの、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができず、対応に苦慮するという同様の支障案件が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空き家対策に有効であると考えられる。</p> <p>○当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においたまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間合せを検討し、空家等対策の推進に関する特別措置法10条の対象になるか国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を確認し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。</p> <p>○明らかに居住が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から返送されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたこととみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。</p> <p>○当県内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考えられる。</p> <p>○住民票を空き家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できずおらず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考える。</p> <p>○当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や親族等への聴き取りなどにより対応しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効的な手段であると考えられる。</p> <p>○当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空き家対策の一環として、所有者と直接話をすることにより、空き家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考える。</p> <p>○所有者等の確知には大変な労力を要すること。また、利用できる情報をもってしても有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考えられる。</p> <p>○空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事例があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、生活環境の保全に期待が持てる。</p> <p>○所有者が住民票を異動させずに転出している場合の対応は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、民間事業者が情報提供することは難しいと思われる。</p>	

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【個人情報保護委員会】 ・個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは求められていない(同法第23条第1項第1号)。 ・仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づく「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題はないと考えられる。</p> <p>【総務省】 郵便法においては、第8条第1項で信書の秘密を確保することが、同条第2項で他人の秘密を守ることが規定されています。郵便の転送情報については、これまで信書の秘密・他人の秘密に該当するものとして取り扱われていることから、同情報を提供することについては慎重に対応すべきと考えています。 なお、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中と承知しています。</p> <p>【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここでいう「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。</p>	<p>個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現行規定に基づき情報提供を求めることは可能とされたが、郵便事業者を所管する総務省の回答は「慎重に対応すべき」であり、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中とある。裁判所の見解として、転居届に記載された情報が「通信の秘密」に該当せず、「信書の秘密」にも該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に向けた対応をされたい。 加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。</p>	<p>【船橋市】 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がもつ転送情報も該当させるべきと考える。については、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理 番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
							<p>○種々事情があり郵便転送手続をしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を確知でき、直接会って改善に向けて説得することができれば早急な問題解決にもつながる。一定の条件をつけてもよいので郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。</p> <p>○本市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用できることは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
271	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 【重点8】	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	国において、児童養護施設の小規模化等を推進しているなか、児童入所施設措置費等国庫負担金における看護師加算を受ける要件は、「医療的ケアを必要とする児童が15人以上」で据え置かれており、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。	【現状】 児童養護施設では、児童被虐など不適切な療養による被害の症状として、低身長、低体重、夜尿症をはじめ、攻撃性や衝動性をコントロールするための投薬管理や医療的な指示助言等多様な行動上の障害に対する医療的ケアを必要とする児童が増えている。そのため、医療的支援体制の強化を目的に児童養護施設等への看護師配置が可能となっており、平成22年度から医療的ケアが必要な児童数が20名から15名に要件が緩和された。 また、国においては、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を発出し、各施設において小規模化・地域分散化等を進めており、本県でも、「兵庫県家庭的養護推進計画(平成27～平成41年度)」を取りまとめ、施設の小規模化等に取り組んでいる。 【支障事例】 本県の施設では、平成27年度で130人の児童が医療的ケアを必要としているが、通院に際して、児童が急に体調が悪くなった際などに、児童指導員では緊急的な対応ができず困ってしまった例がある。県としては、医療的ケアが必要な児童は看護師が配置されている施設に入所するよう努めたいが、本県の児童養護施設(19施設、地域小規模6施設)のうち、看護師がいる施設は1施設のみであり、看護師の配置が大きな課題となっている。 児童養護施設等の小規模化を国が進めているなか、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っていないことから、当該基準が緩和されなければ看護師の配置が進まず、多くの施設でこうした支障が発生することを強く懸念しており、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めたい。 ※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望がある。	厚生労働省	長野県、大分県	○国は児童養護施設等の小規模化を進めており、本県でも児童養護施設9カ所のうち大舎施設は1カ所、定員も40名以下の施設がほとんどであるなど小規模化が全国に先駆けて進んでいる。こうした中、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っておらず、施設側から規制緩和の要望が出ている。 ○改正必要。運営する立場からすれば、人材確保の面で旅費・交通費の補助対象の特例を設けることは助かることであると思う。本県でも高齢化に伴う指導者不足・校区の広域化が進むなか、各市町村が運営に苦慮している実情がみられる。 ○県内の施設では、平成27年度で100人の児童が医療的ケアを必要としている。通院等については児童指導員が対応しているが、個別的な対応が必要となるため各施設には大きな負担となっている。本県の児童養護施設(14施設、地域小規模6施設)のうち、看護師がいる施設は3施設であるが、全施設に医療的ケアの必要な児童が入所しており、各施設に分散している状況である。児童養護施設の小規模化を国が進めているなか、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っていない。当該基準が緩和されなければ、看護師配置が進まず、今後も児童養護施設職員へ負担を強いることとなる。よって、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めたい。
273	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 【重点31-②】	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するか否かは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっていたり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要があり、事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	総務省、法務省、国土交通省	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、多治見市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市	○空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけは負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄となり、管理責任者に誰もならず、空き家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空き家については、法で国庫に帰するのだから、即時国が介入し、所有するような措置を願いたい。管理責任者を決めれば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取るようになるが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○相続権利者が複数で調整がつかず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態で、放置されてしまっている。 ○当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多く感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○当市では、相続関係人が30人近くのケースもあり、全員の連絡調整を行うのが困難で事務に支障をきたしている。また、相続登記をしやすくする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成29年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にすることなども検討すべきではないかと考える。 ○当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、当人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をつなぐことができたため、解決に至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 ○法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めるとり、承諾を得たうえで、

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>ご提案の内容については、『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』における児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進に関する議論等を踏まえ、検討していきたい。</p>	<p>新たな社会的養育の在り方に関する検討会から提出された「新しい社会的養育ビジョン」では、施設の小規模化や地域分散化や子どものケアニーズの多様化による専門職の即時の対応の必要性が示されている。 こうした方向性は、児童養護施設の小規模化や医療的ケアが必要な児童に対応するため15人以上という看護師配置基準の緩和を求める本県の提案と一致すると理解している。 今後、本提案の実現に向けた検討を行い、平成29年度中に結論を出していただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされ、各相続人はその持分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、同様に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。</p>	<p>本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。 地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても、空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。</p>	-	<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、当案を含め、解決策を積極的に検討すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
							<p>スで親族の連絡元を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。</p> <p>○問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の教示も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。</p> <p>○状態の悪い空家等については、所有者が既に亡くなって相続されずに長年放置されている事案が多く、相続人全員に改善を依頼するものの、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が酷くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。</p> <p>○個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。</p> <p>○本市においても1件の空き家に対し6～7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。</p> <p>○住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。本市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定することができれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
274	兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合	都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和	都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」という施行要件を撤廃すること。	【現状】 市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。 また、平成14年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。 本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成27年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成28年11月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。 【支障事例】 神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要がある。市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の1/3以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。 そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。	内閣府、国土交通省	-	-
275	兵庫県、洲本市 【重点23】	コミュニティバスの導入における地域公共交通会議の取扱いの見直し	①交通空白地の解消を図るといふコミュニティバスの導入の趣旨を踏まえ、コミュニティバスの導入に当たっては、地域公共交通会議の合意がなくても許認可を可能とすること。 ②地域公共交通会議における協議は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限ること。 その際は、地域公共交通会議において地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したとみなす取扱いを可能とすること。	【現状】 まちづくりや地域振興策との一体的な取組や、全国一律の視点ではなく地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築が求められている。 特にコミュニティバスの導入に係る許認可に当たっては、地域公共交通会議において既存バス事業者との意見を調整することとなっているため、運行時間帯の制限や割高な料金制定になるなど、地域住民が望まない結果となっている場合がある。 【支障事例】 洲本市では、コミュニティバスの導入のため、地域公共交通会議を開催した(平成28年度は3回開催)。 しかし、料金設定について既存バス事業者と市町の意見が折り合わず、地域公共交通会議が紛糾した結果、やむなく運行時間帯の制限や路線バスの約3倍の運賃設定をすることとなり、また、定期券の共通化も実現しなかった。 コミュニティバスは既存バスの体廃止に伴う交通空白地の解消を図るために導入するものであり、コミュニティバスの導入に当たっては地域公共交通会議での既存事業者との合意は原則不要だと考える。 地域公共交通会議の開催は、既存事業者から調整の申し入れがあった場合に限定し、その際でも地域住民を含む一定数の賛成が得られれば許認可が可能となるよう規制の緩和が必要である。	国土交通省	ひたちなか市、和歌山市	○民間との共存は、地域公共交通会議に諮る前にしっかりと協議が必要である。 ○本市において導入している地域バスは、路線バスの撤退による交通不便地域に導入しているが、一部区間が路線バス撤退事業者のバス路線と競合するため、その区間での乗降は上記バス事業者の反対により地域公共交通会議にて認められていない。しかし、路線バス事業者が撤退したため、地域住民が地域特性に応じた運行計画を作成し、住民の利便性の確保に取り組んでいるコミュニティバスに対し、バス路線撤退事業者から既存バス路線との競合はさけるべきとして、地域公共交通会議にて反対があり合意形成が得られず、結果、地域住民の利便性の確保がより困難になっている。こういったケースでは、地域住民の利便性の確保を優先すべく地域公共交通会議にて過半数以上の賛成があれば認められるよう許認可の規制緩和が必要である。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物等が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される事業である。このため、市街地再開発事業の施行区域は、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用のまま放置されている区域（区域内の一定の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の3分の1以下）等であることを、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として求めているところである。さらに、施行区域要件を満たせば、強制力をもって市街地再開発事業の施行が可能となるものである。このような制度趣旨に鑑みれば、たとえ都市再生緊急整備地域内であったとしても、当該要件を撤廃することはできない。</p> <p>なお、平成28年度の法律改正（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第72号））により、都市再生特別地区等に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の4分の3未満のものについて施行区域要件を満たすこととなるよう見直しが行われ、地域において求められる建築面積の最低限度からみて著しく狭小な建築面積を有する建築物がある場合には、地方公共団体の都市計画の定め方次第で市街地再開発事業を施行することが可能となったところである。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。</p>	<p>近年、都心部においては、土地の利用が細分化され老朽化が進行している建築物と既に再整備が行なわれた建物が混在しているなど、土地の利用状況が多様化している。</p> <p>とりわけ、都市再生緊急整備地域においては、急速な国際化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化等や防災機能の確保に取り組む必要があることから、市街地再開発事業に当たっては、地方自治体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断すれば事業実施できるよう見直しを求める。また、都市再生特別地区等に関する都市計画において建築面積の最低限度を大きく設定することにより、大規模な耐火建築物を耐火建築物としての取扱いから外すことで、小規模な建築物の移転・再築が事実上困難となり、事業計画を立案する上での柔軟性がなくなるという課題がある。</p>		<p>【全国知事会】 市街地再開発事業の耐火建築物に関する面積要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を地域の関係者間で協議するために設置されるものである（「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」1. 参照）。コミュニティバスの導入については、既存事業者を含めて、全体として整合性のとれたネットワークを構築することにより適切な地域公共交通の実現を図る観点から、地域の関係者間において、運賃、路線、運行時刻等について十分な議論を行い、協議が調うことが必要である。</p> <p>協議を行うにあたっては、関係者間のコンセンサス形成を目指して、十分議論を尽くして行うものであるが、議決方法はあらかじめ設置要綱に定めることとしており（ガイドライン5.（1））、その具体的な方法は、当該地域において適切に定められるものである。現に、全国の複数の地域において「交通会議の議決方法は、出席者の過半数で決する」と規定されているところである。</p>	<p>地域公共交通会議の議決方法は、あらかじめ設置要綱に定めれば、「出席者の過半数で決する」としてもよいとのことだが、これまで地方自治体は運輸局や運輸支局から地域公共交通会議で合意するように指導を受けてきた。については、この度の第一次回答の内容について、運輸局及び地方自治体に改めて周知いただきたい。</p> <p>なお、8月2日に開催された提案募集検討専門部会・地域交通部会合同部会において議論となった、「法令上、地域公共交通会議で合意が必要な事項」や「書面決議が可能な事項」については、運輸局・運輸支局によっては対応が異なることがないよう、改めて通知していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
277	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合 【重点36】	農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 ついでに、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農林水産省、国土交通省、環境省	大村市	○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。
278	兵庫県、三田市	狩猟免許を受けていない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)	地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。	【現状】 狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象とすることができるようになった。 【支障事例】 三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊のわな班の隊員は6名であり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、囲いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、囲いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や狩猟免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組めないでいる(三田市内95農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めない)。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農林業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林業被害対策となるものと考えられる。 なお、許可対象となる囲いわなと比べ、はこわなは人身事故の安全性の確保や錯誤捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの危険性は集落の周辺状況など地域の実情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することで対応すべきと考える。	環境省	山形市、高松市	○当市では、鳥獣被害対策実施隊により、市被害防止計画に基づく被害防止施策として、わな免許を持っている隊員からわな捕獲を実施している。わなを設置した際に、錯誤捕獲の防止や安全管理のためにわなの見回りを実施しているが、被害報告によるわなの設置数の増加により、見回りの負担が増加していることが、現場の隊員の活動を圧迫している。そのため、隊員だけでなく農林業者自らが、はこわなを設置し、管理することで、さらに有効な農作物被害対策につながるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【国土交通省・環境省】 H12.3.31の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置等に係る個別の判断は特定行政庁や各自治体の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定行政庁や各自治体の環境部局の判断により実施できる。この旨、各都道府県に対し、今年度中に周知する。 また、この度の要望を踏まえ、各特定行政庁や各自治体の環境部局の判断に資するよう、提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータを頂くなどの協力も得つつ、施設の処理性能と事業場からの排水の水質等の技術的データを収集し、処理できるかどうかの技術的な検討を行い、検討の結果、排水の処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。 これらについては、来年度中の通知の発出を目的に、データの収集や、技術的な検討を進めていく予定である。</p> <p>【農林水産省】 平成12年厚生省通知及び建設省通知の性格は、浄化槽法第2条及び建築基準法施行令第32条第1項に示す雑排水の取扱に係る技術的助言であり、そもそもいかなる雑排水を尿尿と併せて農業集落排水施設において処理するかに係る個別の判断は各自治体の建築部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自治体の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。</p>	<p>貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものである。 今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われるが、早期に検討結果を周知いただきたい。 検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。</p>
<p>下記のとおり、現行において対応可能である。 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」（平成28年10月環境省告示第100号）に基づき※1、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準において、鳥獣保護管理法第9条に係る許可対象者は、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、下記に該当する場合等は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として認めている。 法人（地方公共団体、農業協同組合等※2）に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること 上記による許可は、既に都道府県知事許可52件、市町村長許可316件（いずれも平成26年度実績）の実績があり、全国で活用されているところである。 例えば、県知事が市に対し、専門家によるイノシシ捕獲技術の研修並びに安全確保及び集落ぐるみの取組手法についての講習会の受講、補助者全員の集落活動を対象とした保険への加入等を条件に、狩猟免許をもたない地元農家が補助者となり、狩猟免許を有する者の監督の下、はこわなを用いてイノシシ、シカを捕獲することを許可した事例がある。 今後も、上記取扱いに従い、適切に運用されるよう都道府県担当者の説明会等において周知していく。なお、上記取扱いのチラシや基本指針は環境省HP上 (http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort5/effort5.html、http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan1.html)に掲載している。 ※1上記取扱いは平成23年9月環境省告示第59号による基本指針の一部改正以降の基本指針に掲載されている。 ※2国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）</p>	<p>貴省の回答では、農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、困いなければ許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由が明らかになっていないので、ご教示いただきたい。その理由が安全性の確保や錯誤捕獲の防止であるならば、次の要件を満たすことができれば、許可対象となるよう制度を見直していただきたい。 ・狩猟免許所持者と随時連絡が取れる体制の構築 ・捕獲技術、安全性等の確保のための講習会や研修の受講 ・止めさし等の行為は鳥獣被害対策実施隊等、狩猟免許保持者が実施 ・地域の関係者と十分な合意形成 なお、一定の条件を満たした法人に対する許可に当たっては、狩猟免許不所持者も許可対象とすることが可能とのことだが、環境省の通知によると、狩猟免許保持者が従事者に含まれていることが不可欠であり、狩猟免許不保持者は捕獲に補助的な従事のみで、はこわなの設置や止めさしは狩猟免許所持者が主体的に行うこととされている。そのため、狩猟免許所持者が少ない地方自治体や法人では、農林漁業者が行うような対応が事実上困難である。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
279	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県 【重点17】	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。 しかし、管理者には常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等とが常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。	【現状】 医療法では、病院又は診療所の開設者は、臨床研修終了医師に病院又は診療所の管理をさせなければならないとされている。また、通知により管理者は当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であることから常勤であることとされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされているが、例外として都道府県知事の許可がされた場合のみ2カ所以上の診療所の管理が可能となっている。 【支障事例】 本県の多可町のへき地診療所では、1名の医師(管理者を兼務)が診療を行っているが、当該医師が3週間程度の療養休暇となったため、近隣の市民病院(へき地支援病院)から代診医の派遣を要請することとなった。しかし、代診医の派遣が可能であっても、3週間もの間管理者が不在では管理者が常勤であると言えないため休診すべきであると県から指導が入ったため、県から管理者兼任の許可を受け、町立の別の診療所の医師を管理者とすることで代診医の派遣を受入れることが可能となったが、当該管理者である医師の休診日である水曜日にしか開院できなかった。 【制度改正の必要性】 医師不足の中、医師が1人のへき地診療所も多いことから、今後こうした問題が多く発生する事が懸念される。また、こうした場合、へき地においては、診療所以外の他の医療機関に行こうとしても、遠方になり高齢者は受診をためらってしまうことも想定される。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。	厚生労働省	福島県、いわき市、魚沼市、静岡県、田原市、長崎県、熊本市	○離島を多く抱える本県においても、医師不足の中、管理者の常勤要件の確保に苦慮しており、常時連絡が取れる体制の確保を条件に常勤要件を緩和していただきたい。 ○【制度の必要性】 本市にもへき地診療所が1箇所存在しているが、当該診療所においては現在まで支障事例は生じていない。しかしながら、県内の他の2次医療圏のへき地診療所では以前から常勤医師の確保が極めて困難という話があり、本市のへき地診療所においても今後継続的に常勤医師が確保できる保証はないため、へき地地域の住民の医療の確保を図る観点から非常勤医師の管理者を認める特例要件を設ける必要性を感じている。 ○本県のへき地診療所において、管理者の退職に伴う後任医師の確保や、避難地域の解除に伴う診療所の再開に当たり、管理者の常勤要件が大きなハードルとなっている。 診療所専従の管理者を確保することは困難な状況にあるへき地診療所においては、管理者の兼務許可だけでは必要な診療日を確保することができない状況も生じている。 ○【支障事例】 市内4公立医療機関(病院、診療所)は、指定管理者制度により運営している。公立診療所の医師の高齢化により、後任の医師確保が喫緊の課題となっているが、へき地等の診療所への勤務を希望する医師が少なく閉院の危機が迫っている。中核となる病院から代診医を交代で派遣することは可能であるが、管理者不在となる日に診療を行うことができず、閉院日を縮小せざるを得なくなっている。 ○【制度改正の必要性】 診療所医師の高齢化及び医師の退任により、後任の医師を確保することができず閉院を迫られる公立診療所が増えてくることが危惧される。拠点となる医療機関から代診医を派遣し日々交代で診療を継続できる形が、今後の地方の医療を守ることとなる。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。 具体的には、愛媛県西伊予市の医療機関で行われているような特例措置を全国の医師確保に悩み継続の危機にある公立診療所に適用できるように要件を緩和していただきたい。 ○平成30年度当初に、準無医地区にへき地診療所の設置を目指しているが、医師1名(常勤管理者)で予定しているため、多可町同様の事例が生じた場合、へき地診療所の休診による地域住民の医療機関の利用に不便が生じることが懸念される。 そこで、代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。 ○へき地診療所における常勤医の勤務条件については将来的に緩和することが必要であるとは考えているが、提案のように「代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう」としてしまおうと、他の診療所との兼任も考えられてしまい、管理者としての責務を果たせなくなってしまうことになってしまうため、その管理者が勤務時間に重複がない状況等が確認されたものに限定して条件の緩和をすべきと考える。
281	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、京都市 【重点44】	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とすること	地方自治体等が実施する災害ボランティアツアーについては、旅行業法の適用除外とすること。	【現状】 平成28年5月に観光庁が旅行業法遵守についての通知を發出し、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が参加者を募集し、参加代金を収受して災害ボランティアバスを走らせる場合は、旅行業者の登録を受ける必要があるとされた。 災害ボランティアバスの実施に混乱が生じたため、平成28年6月に国交相から改善策検討の意向が示され、旅行業法への特例を設ける予定との報道あったが、その後動きが確認できない。 また、平成29年3月10日に閣議決定された旅行業法の改正には、災害ボランティアバスツアーに係る旅行業法の適用除外等は定められていない。 【支障事例】 本県では阪神・淡路大震災の経験を生かし、社協やNPO等が実費相当の参加費を徴収し、災害ボランティアバスを運行し、被災地支援を行っている。 しかし、観光庁から上記の通知があったため、ボランティアバスの実施を取りやめる団体もあった。 本県の「ひょうごボランティアプラザ」は、ボランティア募集や参加費用の徴収を旅行業者に任せるとしたが、当団体では以前からバスの運行や宿泊先の手配を旅行業者に委託していたため追加の負担はなかった。 しかし、社協等が新たに旅行会社へ委託する場合は委託料が発生することから、参加者の費用負担が増え、ボランティアの意欲を削ぐことにつながりかねない。 被災地の復旧復興にとってボランティアの活動は不可欠なものであることから、災害ボランティアツアーの実施に当たり事故発生時の対応や責任者の明確化等が可能な地方自治体及び公益性、公共性が高い社会福祉協議会は、旅行業法の適用除外とすること。	国土交通省	酒田市、八王子市、豊橋市、奈良県、広島市、倉吉市、田川市、大分県	○ボランティアは自力で現地入りするのが原則であるが、交通事情等により不可能な場合も想定されるため、社会福祉協議会が費用を徴収してバス輸送できるようにすべきと考える。 ○平成28年4月に発生した熊本地震では、県社会福祉協議会が主催となり、被災地で生活支援活動を行うためのバスツアーを企画し、旅行会社に委託した上で実施した。市としても、ホームページ等を活用し広く周知を図ろうとしたが、主催者側からホームページ掲載での募集案内は旅行業法に抵触する恐れがあり、控えるよう注意があったことから、十分な周知ができなかった。 ○本市社会福祉協議会では災害ボランティアツアーを通して、被災地支援を行っている。迅速な被災地支援のために、旅行業法の適用除外等が定められないと、今後の円滑な災害ボランティアツアー実施が困難になる状況である。 ○今回催行した熊本震災支援の「災害ボランティアバス」運行に関して、旅行業者を仲介することで次のような支障が生じた。①取扱(バス配車手配等)手数料が発生した。②災害ボランティアバスの運行は、即応性を重視するため催行情報公開から運行まで短期間で手続が必要であるが、バス運行会社と直接交渉ができなかったために十分な調整がかなわず、参加希望者への情報提供が不十分になったり、現地でのトラブル(移動時間の長さやバス配車場所の変更等)があった。 ○地域防災計画において、ボランティアとの連携やボランティアの受け入れ等を位置付けており、災害ボランティアが派遣しやすい環境を整備することは、大規模災害発生時の本市の防災対策等に資するものとなる。また、災害支援を通じた自治体間の相互協力、災害ボランティアとして活動を希望する市民ニーズにも対応できるものとなる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」(昭和29年10月19日付け医収第403号厚生省医務局長通知)においても、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」としている。医師の常勤については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付け健政発777号・医薬発574号厚生省健康政策・医薬安全局長連名通知)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準数の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。</p> <p>ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この論点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点となり得ることから、ご指摘の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、今年度開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行う予定である。</p>	<p>医師需給分科会での検討に当たっては、へき地における医師確保が困難な現状を考慮し、遠隔治療と同様に管理者が医療機関に不在でも、ICT等の活用により管理者が当該医療機関に常勤しているとみなせる規定を検討し、平成29年度中に結論を出していただきたい。</p> <p>なお、都道府県等は、平成10年6月26日付健政発777号通知を常勤性に関する根拠として許認可・指導に活用してきたが、当該通知が、従事者の標準数算出の定義に過ぎず、都道府県等の判断によるということであれば、医療機関等を指導するに当たって、参考となるような指針を教示いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 第一次回答において、医師需給分科会で検討を行うとあるが、提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>ボランティアツアーの円滑な実施のため、地方自治体や社会福祉協議会が関与する場合で一定の要件を満たすケースについては旅行業の登録なく実施が可能である旨の通知を平成29年7月に都道府県宛てに発出し、対応済。</p>	<p>当該通知は、本県が提出した支障を解決するものである。今後、当該通知に基づき、災害ボランティアツアーを実施するに当たり、以下の点について、明らかにしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加者名簿の取扱 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に示された提出先全てに提出する必要があるのか ・事前に提出された参加者名簿と実際の参加者が異なる際の対応等 ○当該通知「(3)適用に必要な措置について」において示される各項目の判断基準 ・法令についての確実な知識や旅程の安全面等を判断する能力を、責任者が有しているかの確認方法等 	<p>【八王子市】 平成29年7月の通知文の中で、「ボランティアツアーを主催するNPO法人や大学等は、事前に参加者名簿を被災又は送り出しの自治体又は社会福祉協議会等準公的団体に提出すること」とあるが、提出先があいまいであることから、その目的が情報収集であるのか、安全確認であるのか、ご教授願いたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
282	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府	地方自治体が公用目的で小型船舶の登録事項証明書等の交付を請求する際の手数料の免除	<p>小型船舶登録事項証明書の交付申請に当たり、国及び一部の独立行政法人は手数料が課されないが、地方自治体が交付申請を行う際には手数料が課されることから、地方自治体が公用目的で交付申請する際には、国と同様に手数料の徴収対象外とすること。</p>	<p>【現状】 放置船舶は、航行被害や高潮時の流出といった問題を引き起こすため、本県では、「プレジャーボートによる公共水域等の利用の適正化に関する要綱」を制定し、対策に取り組んでいる。(平成26年度プレジャーボート全国実態調査 兵庫県内のマリーナ等施設収容能力:6,428艇、放置艇:2,427艇) 放置艇の適正係留を指導するには、小型船舶登録事項証明書等で所有者氏名・住所等を確認する必要があるが、交付を請求する者(国及び一部の独立行政法人を除く)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(日本小型船舶検査機構)に申請をする場合には、機構)に納めなければならないと定められている。 ※ 一部事項証明(1,100円)、全部事項証明(1,350円) 【支障事例】 小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。 手数料について当初から予算措置されていたが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。 また、プレジャーボートと漁業者が漁場でトラブルとなったため、当該プレジャーボートの所有者を小型船舶登録事項証明書で確認し必要な指導を行おうとしたが、予算が措置されておらず、迅速な対応ができなかったという事例もある。 なお、不動産に係る登記事項証明書やダム使用权登録簿の謄本等の交付については、国又は地方自治体の職員が、職務上請求する場合には、手数料を要しないと政令で規定されており、小型船舶についても同様の扱いをしていただきたい。</p>	国土交通省	埼玉県、神奈川県、石川県、浜松市、高松市、佐賀県、長崎市	<p>○当県においても、指導のために小型船舶登録事項証明書を交付請求することがあるが、手数料が免除されれば予算執行に係る事務が不要となり、より迅速な対応が可能となるため、現行制度を見直してほしい。 ○プレジャーボートの不法係留の解消にあたっては、所有者に対する適正保管の指導が重要となるため、所有者の特定は不可欠である。平成13年12月26日「プレジャーボート利用改善に向けた総合施策に関する懇談会報告書」(国土交通省総合政策局)の中に、「平成14年4月から開始される登録制度の活用によりプレジャーボートの所有者が確知できるようになると相まって、手続の一層の迅速化、円滑化を図るなど監督処分等の実効性を高めることが必要である。」との記載があることから、所有者特定の重要性は、広く認識されているといえる。証明書の請求目的を鑑みて地方公共団体から公用請求については手数料免除とすることで、速やかに放置艇所有者の確認を進めることができる。 ○当市においては所有者等を確認するため、小型船舶登録事項証明書等の手数料について予算措置を行い、対応している。しかしながら不動産に係る登記事項証明書等、公務にかかわる場合は政令で手数料を要しない旨定められているが、小型船舶登録事項証明書については公務であるにもかかわらず、手数料の徴収対象としている。平成25年に国が10年間で放置艇をゼロにする計画を策定し、その目標達成に向けて施策を推進するうえで、国と同様に徴収対象外としていただきたい。 ○小型船舶登録事項証明書等の交付請求において、国及び一部の独立行政法人は手数料徴収の対象外とされているが、地方自治体が取得する際には手数料が必要であり、同じ公用目的の取得でありながら対応が異なっている。手数料について当初から予算措置されていたが、新たな放置艇が発見された場合は予算措置に時間を要し、対応が遅れることになる。</p>
283	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	<p>地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。</p>	<p>【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公拡法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。</p>	農林水産省	栃木県、豊橋市、熊本市、宮崎市	<p>○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、復旧復興の円滑化に寄与できる。 ○当市では、土地開発公社が市街化調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社経理基準要綱(土地開発公社の経理について(昭和54年12月19日自治政第136号)別添)第3条第8号により、市に所有権を取得させているのが通例である。しかし、昨年度にあった事例で、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公園用地として先行取得し、次年度に市への買戻し費用を補助対象に充てるため担当省庁と調整した結果、市に直接所有権を取得させるのは、会計検査院から指摘を受ける可能性があるとの認められないとの指導がなされた。そのため、やむをえず農地転用の手続きを行い、土地開発公社に所有権を取得させた。しかし、そこに至るまでには、雨水浸透阻害行為許可の申請や造成工事等に予定外の費用が発生し、また、農地法の許可に時間を要したことでも用地買収自体も遅延し、地権者に大変ご迷惑をかけることになった。 ○道路、河川等の公共事業に必要な土地の土地開発公社による先買いにおいて、依頼元である国や県との協議により、円滑な事業実施が図られるよう、本県土地開発公社は農地以外の土地を取得している。このため、公共用地の取得に際しての支障は生じていないが、提案の内容は土地開発公社の用地取得範囲を広げるとともに、土地開発公社が有する機動力を十分に発揮することで、より効果的な事業執行に土地開発公社としても寄与することになると考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>小型船舶検査機構が交付する小型船舶登録事項証明書等に関わる手数料については、国の事務を代行しているといった事務の性質も踏まえ、例外的に国や一部の独立行政法人からは徴収しないこととしているが、基本的には必要な事務経費として徴収すべきものであり、無料とすることは困難である。</p> <p>なお、小型船舶登録事項証明書等に関わる手数料は、実費を勘案して国土交通省令で定めており、2隻以上の登録情報をまとめた登録事項要約書は2,650円となっている。仮に30隻まとめた場合は1隻あたりおよそ88円であり、大きな負担とならないよう配慮されている。</p>	<p>プレジャーボート対策については、平成25年5月に国において策定された「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、各自治体において対策を推進している。そのために必要な小型船舶に係る情報については、手数料を無料化するか、地方自治体からの照会があれば小型船舶検査機構又は国土交通省から必要な情報を入手できる仕組みの構築を検討いただきたい。</p> <p>小型船舶検査機構が小型船舶登録事項証明書等の交付に当たり事務経費が生じるという点では、地方自治体と国、独立行政法人に違いは無い。国の事務を代行するという事務の性質を踏まえても、所管する国土交通省以外の府省や一部の独立行政法人から徴収しない理由が不明である。</p>	<p>【神奈川県】 本提案の主眼は、財政的負担の解消ではなく、手数料がかかることにより、予算措置や予算執行の手續きに時間を要し、迅速な対応が困難となっていることにある。地方自治体が迅速に不法係留船対策に取り組めるよう、国と同様、手数料が免除されることを要望する。</p> <p>【長崎市】 長崎市において市管理漁港が13漁港あり、調査に多くの日数を要している。 放置艇の適正係留を指導するためには、所有者の特定に小型船舶登録事項証明書が必要であるが、まとめて証明書をとるとなると放置艇の対応が遅れてしまう。 迅速な対応を行うには、その都度証明書をとる必要があり、証明書が有料であるため市負担も大きくなる。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を先行取得した場合であっても、必ずしもその土地が地方公共団体が設置しようとする施設の用に供されるとは限らず、当該用途に供されない場合には取得した土地が土地開発公社から転売される可能性もある。</p> <p>また、土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、主として公共施設又は公用施設等の用に供する土地を地方公共団体に代わって先行取得するものであり、その業務の性格から、先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性は一般的に低いものとならざるを得ない。</p> <p>このため、土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を取得する場合について、御提案のように地方公共団体と同様の取扱いをすることは困難である。</p> <p>他方、転用許可手続にかかる期間については、土地開発公社に関する転用案件に限らず、標準的な事務処理期間を設定し、迅速な処理が可能となるようにしているところであるが、転用許可手続に係る事前調整の迅速化等について、都道府県等に周知していく。</p>	<p>土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に規定されているように、地方自治体から取得を委託された「公共施設又は公用施設の用に供する土地」を取得するものであり、それ以外の用途に供したり、転売したりすることはありえない。</p> <p>本県では、公社に土地の先行取得を委託する場合、国土交通省通知に従い、委託契約書において、①特定の事業に必要な用地として取得すること、及び②当該土地を本県が公社から買い戻すことを明記している。なお、総務省と国交省からの通知「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」により、地方自治体が、土地開発公社と用地取得依頼契約を締結する際には、予算で債務負担行為として定めておかなければならないとされており、本県では当該通知に基づき債務負担行為を議決している。</p> <p>また、「先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性」については、先行取得の目的が共通であることから、先行取得を行うのが、本県自ら、又は委託した会社かによって、一般的に特に差異はない。</p>	<p>【栃木県】 土地開発公社は、根拠法である公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、また、その公的役割を十分踏まえながら、依頼元である国や地方公共団体から公共施設又は公用施設等の用に供する土地を同法に定める先買い制度に基づき先行取得している。</p> <p>同法に定める先買い制度の運用においては、依頼元である国や地方公共団体が転用目的である事業を確実に実施し、土地開発公社から用地を買い戻すという信頼関係により成り立っており、その信頼関係に基づき土地開発公社としても自らの資金調達により土地を取得していることから、土地開発公社を地方公共団体と同様に取り扱うことについて引き続き御検討願いたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
284	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県	特別支援教育就学奨励事業等にかかる業務の政令市への移譲	政令市における市立学校分の特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業は、政令市と都道府県双方が内容確認しており、申請から支給決定まで時間がかかっていることから、これらの事務を都道府県から学校設置者である政令市へ移譲すること。	【現状】 特別支援教育就学奨励費、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金の各事業における就学のために必要な経費の支弁、受給資格の認定、支給決定等の事務は、都道府県の所管となっている。 【支障事例】 平成29年度から県費負担教職員制度の見直しがなされ、給与負担の決定権限等が政令市に移譲されたが、特別支援教育就学奨励事業等は未だ都道府県で行うこととなっている。そのため、政令市が設置している市立学校については、政令市が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認、審査しており、事務が重複することによる非効率性や支給決定までの期間の長さが課題であり、保護者からも「いつ頃支給されるのか」という問い合わせがある。 ※兵庫県における各制度の政令市分の事務量及び推定所要時間 ・特別支援教育就学奨励費：約1,000人 所要時間219時間 ・高等学校等就学支援金：約5,200人 所要時間191時間 ・高校生等奨学給付金：約1,000人 所要時間230時間	文部科学省	北海道、岡山県	○政令市(学校)が家庭から申請書類を受領し、内容確認を行った後、県に送付しているが、県においても申請書類を改めて確認・審査しており、事務が重複している。
285	兵庫県、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県	寄附金税額控除に係る申告特例通知書の様式の見直し	ふるさと納税における「寄附金税額控除申告特例通知書」について、申告特例の求めを行った者1人につき1枚の様式で通知しているが、複数の者を一覧表として通知できるよう当該様式に見直すこと。	【現状】 平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入され、確定申告が不要な給与所得者等は、寄附金を支出する際に寄附先団体に対して申告特例の求めを行うことにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税に係る寄附金控除が受けられるようになった。 当該申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、当該者の寄附金額等を「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」により通知することとなっている。 【支障事例】 同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、申告特例を求める人が多数の場合は、相当数の通知書を作成する必要がある。また、通知書は、住所、氏名、個人番号、性別、生年月日、電話番号、合計寄附金額を記載するが、個人番号については厳重な取扱いを要することから、通知書を多数作成しなければならない場合は、作成の時間に加え、情報管理等の負担が重たくなっている。 なお、通知書の受け手側の市町村については、一覧表であっても、一枚づつであっても、作業に大きな変化はなく、むしろ一覧表で管理し入力したほうが作業はしやすくなると思われる。ただし、「名寄せの際に事務が繁雑になる」、「複数の様式が存在すると手続きミスにつながりかねない」との意見もあることから、様式を一覧表に統一する際には電子データによるやりとりを可能とされた。 【参考 洲本市申告特例通知実績】 平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:5,051通(人)、660団体・区 ※推定作業時間 5,051通×5分/1通=約421時間 ※1通の通知書作成は約5分程度	総務省	旭川市、鹿角市、山形市、三条市、山梨市、豊田市、出雲市、高松市、大牟田市	○【支障事例】 平成27年度税制改正において、ワンストップ特例申請が導入されてから、当該申請に係る事務量が増大し、1月10日までに申請書の受付を締め切り、1月末までに居住自治体に通知を发出しなければならないことから、1人に付き1枚の通知を送付することは、スケジュール的にも非常に厳しいのが現状である。 試行錯誤しながら遅延につながらないよう、事務を遂行しているが、その期限を過ぎて送付してしまった場合、居住自治体より送付遅延により受付を拒否され、結果、寄附者が確定申告をしなければならなくなり、不利益が生じたケースがあった。 【制度改正の必要性】 同通知書は、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、大量の通知書を送付する必要があり、必要な情報をリスト化して送付することは煩雑な事務の簡素化、ペーパーレス化の観点からも非常に大きい。また、個人情報保護の観点からも、様式改正することで、大量の通知の保管等、送付及び送付先自治体の負担軽減につながり、当該特例の運用の向上につながる。 【参考 他市申告特例通知実績①】 平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:13,075件、919自治体(特別区等含む。) ※ 当市におけるワンストップ特例に係る業務(申請受付から通知送付まで)の推定時間は概ね5分 13,075件×5分=1,089時間 ○「寄附金税額控除申告特例通知書」は、提案市同様事務負担の、個人番号の取扱いにより情報管理等の負担が重くなる一方で、一覧表にすることで、送付の枚数や作業量が削減される。 【参考 他市申告特例通知実績②】 平成28年1月1日～12月31日寄附分 通知:207通、127団体・区 ※推定作業時間 207通×5分/1通=約1,035時間※1通の通知書作成は約5分程度 ○当初課税準備の繁忙期における事務の効率化は重要な課題であるが、当市における平成28年中の寄附に係る申告特例通知の受領件数は1万通を超えており、事務作業の時間が増大している。現在は、課税処理のために、通知1枚ごとに個人管理番号を転記したり、パンチ項目に記号を付すなどの準備作業を行ったうえで、パンチデータ化を行っている。申告特例通知が一覧表になり、かつ電子データでの受領が可能となれば、準備作業が大幅に軽減され、パンチが不要になることから、当初課税事務の大幅な効率化が図られる。 ○「寄附金税額控除に係る申告特例通知書」については、申告特例の求めを行った者1人につき1枚作成しなければならず、本市においても、平成28年分は約2,900通の通知書を作成する必要があり、データ作成・印刷等にかなりの時間を要した。また、通知書には個人番号の記載があることから、慎重な取扱いが必要と判断し、約670の自治体に簡易書留にて送付したため、郵送料費がかなり増加した。そうしたことから、事務・経費削減のために、自治体ごとに一覧表で通知する様式に変更し、電子データでのやりとりを可能としてほしい。ただし、電子データのやりとりは、個人情報の漏えい等生じないように慎重な送付方法を検討してほしい。 また、当市の通知書を受け取る側においては、個別に賦課資料を管理しているため、一覧表のデータから個別資料が作成できるようにしてほしい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援教育就学奨励費)について 特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援教育就学奨励費)については、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定に基づき、都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校へ就学する児童生徒の分も含め、その保護者等が負担する経費の全部又は一部について当該都道府県が支弁しなければならないこととされており、これを受け当該経費の支弁区分(Ⅰ～Ⅲ区分)の決定についても当該都道府県が行うこととしている。</p> <p>また、当該経費の支弁区分の決定に必要な申請書類は、同法第5条に基づき学校長を経由して都道府県教育委員会に提出することとしている。本提案事項は、都道府県における業務負担の軽減及び事務の効率化に関する提案と解するが、上記のとおり、法令に基づき支弁区分の決定及び当該経費の支弁は都道府県が行うこととしているものの、条例による事務処理特例制度の活用により学校設置者である政令市に当該事務を移譲することも可能である。また、法令では支障事例にある申請書類の内容の不備等を政令市と都道府県のどちらが確認するかまで定めているわけではない。これらのことから、事務の重複が生じているのであれば、都道府県と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことで解決すると解する。</p> <p>○高等学校等就学支援金について 政令市が設置する高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)の活用によって学校設置者である政令市に移譲することや、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第14条に基づき、その事務の一部を政令市に委託することが可能となっている。このように現行制度上、学校設置者である政令市と都道府県教育委員会において、事務の重複が生じているのであれば、都道府県教育委員会と政令市間で適切に事務の役割分担を行うことが可能となっている。</p> <p>○奨学のための給付金について 奨学のための給付金は、都道府県事業であり、政令市が設置する高等学校等の生徒に係る奨学のための給付金の事務負担について、交付要項上も特段の定めはないことから、どのような事務負担で実施するかは、事業実施主体である都道府県において、政令市との協議により定めることが可能となっている。</p>	<p>高等学校等就学支援金に関する回答にある事務委託については、会計検査院から「県は事業実施者として市の確認結果の妥当性を検証する必要がある」との指摘を受けたため、県市双方で申請書等の確認作業を実施している。このように、県に認定等の最終的な決定権限がある限りは、学校設置者である政令市に事務委託を行っても、確認事務が重複するという支障は解消されない。</p> <p>また、事務処理特例制度を活用しても、国庫補助が都道府県に交付されるスキームのままであれば、都道府県が政令市分も含めて国へ補助金の交付申請等の事務を行うこととなる。このため、交付申請等に当たり都道府県が政令市の交付申請書類等を確認する必要が出てくることから、県と政令市の確認事務が重複されるといった支障は解消されない。</p> <p>そのため、法改正による政令市への権限移譲を検討いただきたいが、法改正が困難な場合は、事務処理特例制度の活用に当たり、県と政令市との事務の重複が起こらないよう、国庫補助制度のスキームの見直し等の措置を検討いただきたい。</p>	<p>当市では、平成28年中の寄附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ごとに名寄せして管理することはなく、資料番号等を附し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することではなく、管理しやすくなる。</p>	<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>
<p>○申告特例通知書を受け取る地方団体においては、受け取った申告特例通知書を寄附の受入団体ごとに管理しているのではなく、個人ごとに管理していることから、寄附の受入団体から寄附者の住所地団体に対する複数の申告特例通知書を一覧表化すると、事務負担が増大する場合があるため、慎重に検討する必要がある。</p>	<p>個人毎に通知書をデータ化し管理している団体は、申告特例通知書を一覧表とすることで事務負担が増大することのご指摘だが、その原因は紙ベースでの通知に限られていることにある。様式を一覧表に統一しても電子データによるやりとりを可能とすれば、データの編集が容易になるため、送付・受入の双方にとって事務負担の軽減になると考える。</p> <p>電子化に当たっては、紙ベースでのやりとりのみであった扶養は正情報を、事務負担軽減の観点からeLTAXを活用して国及び市町村間でやりとりが可能となったように、eLTAXを活用して申告特例の通知を行うことができるように検討をお願いしたい。</p>	<p>当市では、平成28年中の寄附に係る申告特例通知を1万通超受領しているが、通知書自体を個人ごとに名寄せして管理することではなく、資料番号等を附し、データ化して管理しているため、申告特例通知が一覧表になることによって、事務負担が増大することではなく、管理しやすくなる。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう総合的に検討すること。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
286	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	広域連合の規約の変更における大臣許可の撤廃	広域連合の規約の変更にあたり、広域連合が当該事務を実施することについて既に関係省庁との調整が終わっている事務の追加については、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること	関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続きを行ったが、当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体となることについて確認済みであったにもかかわらず、申請から総務大臣許可まで1か月半以上(3月31日関西広域連合から申請、5月20日総務大臣許可)の期間を要した。 昨年度の提案募集では、総務省から、「許可は、①地方自治法に定められた手続により申請されていないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が調わないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不相当であると認められることのいずれにも該当しないことを確認するため必要」との回答があった。 しかし、①について、広域連合の事務所の位置等を変更する場合は関係地方公共団体の協議は必要であるが、国に対しては報告でよいとされており①だけをもって許可制とする理由とはあたらぬ。加えて、同法により定められた手続により申請されているかどうかは、各構成府県市議会の議決証明及び当該広域連合議会の議決証明により、関係地方公共団体の協議を経た上で定めたことが明らかである。また、②・③については、提案募集方式や要請権により関係省庁との協議を行ったうえで広域連合が実施することとされたものについては、改めて総務大臣の許可までは必要がなく、届出で充分だと思われる。	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	-
287	兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合	地方創生推進交付金の抜本的な見直し	1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。	【現状】 地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年まで平成27年度水準に据え置かれているなか、地方にとっては貴重な財源となっている。 しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず機動性がないこと、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の見通しが立ちにくいことなど、地方主体の取組の実施が困難になっている。 【1の事例】 プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生加速化交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するよう通知があり、本県でも交付申請を行ったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされていない。特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方側で予算措置せざるを得ない状況である。 また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに「2市1島プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されておらず、4月当初から事業が実施できない。 【2の事例】 本県から交付申請した「「兵庫人」を育成する教育の振興」や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。	内閣府	北海道、旭川市、秋田県、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、神奈川県、岐阜県、静岡県、富山県、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、城陽市、亀岡市、八尾市、伊丹市、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市	○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。 また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。 ○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 ○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。 また、事業の一部不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不明瞭さが残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。 ○【年度当初からの事業着手】 新規事業、継続事業共に、交付決定が年度を明けて以降にも関わらず交付決定以前の事業着手が認められていないため、継続性や機動性を求められる事業の年度当初からの推進が困難となっている。事前着手を認めるか、もしくは、交付決定時期を前倒しにするなど、年度当初から事業着手できるような制度改正を図りたい。 【不採択理由の明示】 不採択となった事業について、不採択理由を内閣府に問い合わせても曖昧な回答しか得られず、次に繋げるための事業改善を図ることができない。不採択であっても申請団体にとって次に繋がる対応を図りたい。 ○地域内の団体、企業などと連携して進めている事業などの継続的な事業実施が困難となる場合が想定できるため、事前着手の制約を排除していただきたい。 ○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。 ○地方創生推進交付金について、平成29年度の実施計画を変更し提出したが、変更交付決定が5月末以降のため事業着手が遅れている。また、継続審査となった事業があり内示が6月になったため、更に着手が遅れた事業がある。 計画的な事業執行によりKPIの達成度を高めるため、実施計画に変更があった場合も4月1日までに交付決定できる審査スケジュールを要する。 ○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。 ○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。 また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>広域連合の処理する事務に係る規約の変更にあたっては、総務大臣の許可を要し、当該許可に先だて総務大臣は国の関係行政機関の長に協議することとしている。こうした事前の手續は、広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いこと、また当該広域連合が国からの権限移譲の要請を行い得るものであることなどを踏まえた国の最小限度の関与である。</p> <p>ご指摘の地方分権改革提案募集や地方自治法第291条の2第4項に基づく広域連合の長の要請等に際して、広域連合と特定の行政機関の長との事前協議が行われたとしても、他の行政機関が関係を有する可能性が排除できない。また、届出によって規約変更の効力を発生させた後に支障が生じた場合に事後的に取り消せることとするのは、国の施策実施等に大きな混乱を生じさせかねず、適当ではない。</p> <p>なお、関係省庁との事実上の協議がなされているものについては、当該省庁においても速やかに判断が可能と考えられることから、標準処理期間にとらわれることなく、できる限り速やかに許可をすることができるよう対応してまいりたい。</p>	<p>地方分権改革に関する提案募集においては、内閣府を通じて案件に応じ調整を要する関係行政機関が特定されており、それに基づいた調整が行われる。その結果を踏まえた対応方針は閣議決定されることを踏まえれば、関係を有する他行政機関の存在を危惧する指摘は当てはまらない。</p> <p>また、地方自治法第291条の2第4項による要請権についても、当該事務を所管する国の行政機関の長との協議に当たり、関係府省との協議なく事務の移譲が決定することは想定できない。</p> <p>上記を踏まえると、届出制であったとしても、他の行政機関からの申出等により国の施策実施等に大きな混乱を生じさせることはないと考ええる。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>
<p>・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>・なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日（以下、「認定・交付決定日」という。）以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。</p> <p>・審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各種要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いしたい。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的にご活用いただきたい。</p> <p>・具体的な事業構築にあたっては、地方創生先行型交付金（タイプ1）や地方創生加速化交付金における特徴的な事例等も参考にしつつ、先駆性を有する事業の構築を進めていただきたい。</p>	<p>①適化法の趣旨は理解しているが、現行、年度当初（4月1日付け）に交付決定されないことにより、年度内執行が困難となるなど地方の事業執行に多大な影響を与えている。従前は、一定の場合の事前着手が認められていたが、現在は事実上認めないとされ、地方側に混乱が広がっている。そのため、事前着手が認められないとすれば、必ず年度当初（4月1日付け）から事業着手できるように改善していただきたい。</p> <p>また、変更申請の際には必ず交付決定まで審査期間が必要となり、事業着手まで空白期間が生じることから、事前着手が可能となるよう制度改正を行っていただきたい。</p> <p>②審査基準は示されているが、地方自治体が当該基準に基づき先駆性などの評価基準を満たしていると判断して交付申請を行っても、不採択の理由が全く示されないため、地方自治体側で改めて先駆性などの評価基準を満たす申請に修正することができず、再申請に当たり事業内容の見直しができない。</p> <p>また、不採択事業の再設計にあたっては、個別具体的な評価・意見の提供が不可欠であるが、事前相談等での助言は抽象的なものとなっている。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、不採択理由を明示するとともに、改めて具体的に客観的に評価・審査できる評価基準を示していただきたい。</p>	<p>【群馬県】 平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>【神奈川県】 回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。</p> <p>さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され（第5条の2）、事前の大臣承認を受けて事前着手することができることされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。</p> <p>【広島県】 ・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒しし、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。</p> <p>【福岡県】 事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
288	兵庫県、多可町、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	四等三角点の柱石の復旧等に係る権限の市町村への付与	<p>1 地籍測量の基準となる四等三角点が亡失や傾斜等使用不能となった場合、国有財産のため国土地理院による復旧を待たざるをえず、測量作業が遅れることがある。このため、柱石の復旧について、国に報告した上で市町村でも実施できるよう権限を付与すること。</p> <p>2 地籍調査終了後、国土地理院により廃点処理される四等三角点があるが、地籍調査が完了しても測量の基準として四等三角点を使うことがある。このため、市町村が求める場合には地方自治体が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようにすること。</p>	<p>【現状】</p> <p>基準点は測量の基礎として、公共測量、地籍測量、地殻変動観測等の他、都市計画等に必要な地図作成に使用される。そのうち、四等三角点は、国土調査による地籍測量のために設置されたものであり、地籍測量の与点(経度・緯度・標高の基準になる点)として使用される国有財産である。このため、四等三角点を公共測量の与点として使用する際には、使用承認申請を国土地理院に届出することとなり、また、当該四等三角点に異状があれば現況調査報告書により報告し、工事等の支障になる場合は、移転の請求を行うこととなっている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>四等三角点は、地籍調査完了後も、公共測量等の基準点として使うことがあるため、亡失や傾斜、異常による使用不能は事業に支障が生じる。しかし、市町村が自ら復旧することができず、国土地理院が復旧を行うが、一ヶ月程度時間を要するため、地籍測量の作業等の進捗に支障を来す。</p> <p>また、地籍調査終了後、成果に何らかの異状がある等存続の必要性の低いものや費用対効果の観点から廃点することが望ましいと判断できるものは措置対象点となり、廃点が進められる。このため、市町村が測量において四等三角点を使おうとしても廃点となり使えないため、他の国家基準点の活用等測量の計画を見直す必要が生じることがある。</p>	国土交通省	東温市	<p>○当市は人口密集地に活断層が存在する等、今後予想される南海トラフ地震では大きな被害の発生が指摘されている。災害復旧においては国土調査の成果が幅広く活用されると見込まれ、地籍調査で使用した四等三角点は復旧に伴う測量等にも活用が見込まれるため、市町村への権限の付与は速やかな復旧に有効である。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>要望されている「権限付与」については、測量法だけでなく国有財産法に照らしても基本的な検討や見直しが必要であり、制度改革を行う場合は相応の差し迫った必要性が説明できなければならない。</p> <p>市町村が実施する地籍調査に必要な四等三角点の設置及び復旧については、国土調査法第4条に基づき当該都道府県から意見が提出されており、国土地理院としては、この手続きにより地籍調査実施地域内に使用不能の四等三角点は存在しないと認識していること、また、地籍調査の測量は四等三角点を使用せずとも電子基準点を利用した測量であれば実施できること等から、制度改革を行わなければならないほどの必要性はないとするのが当院の立場である。</p> <p>仮に、上記では足りない差し迫った事情が存在するならば、それを具体的に明らかにしていただきたい。</p> <p>なお、四等三角点の亡失の場合は従前から復旧は行わず廃点処理しているところである。</p> <p>地籍調査終了後の四等三角点について、市町村が求める場合には国有財産としての用途を廃止した上で売り払うことにより、市町村が管理できるようにすることは可能と考える。この場合、地方自治体が設置した公共基準点と同様に市町村が管理できるようになる。</p> <p>なお、廃点した四等三角点の財産上の取扱については、普通財産の処分一般の問題となるため、別途、国有財産制度上の調整が必要と考える。</p>	<p>①国土地理院が行う四等三角点の設置及び復旧に関する意見照会は、年に1回であり、その際には正常であった四等三角点が入った際に、亡失や傾斜等の異状が発生していることもある。また、電子基準点を利用した測量については、多可町のような山林部が多い地域では、上空確保ができず測量ができない箇所がある。</p> <p>権限付与が困難であれば、頻発する災害等により亡失や傾斜等の異状が発生した四等三角点については、地籍調査を迅速に行うため、国土地理院の本格的復旧に先立って、市町村が一時的な復旧を行えるようにすべきである。それが困難な場合は、理由を明らかにしていただきたい。</p> <p>②地籍調査終了後も市町村にとって、亡失した図根多角点を復旧するため、四等三角点を与点として用いることから、市町村が必要に応じて管理できるよう、里道水路のように国有財産の用途を廃止し、市町村に無償譲渡をする、または国有財産のまま無償で市町村に貸し付ける制度を検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
289	北海道 【重点39-②】	公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認	<p>国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるとともに2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制等を確立するため、公立博物館の所管を教育委員会が担う規定(博物館法第19条)を、地方自治体の実情に応じて、条例で所管部局を決定できるよう改正を行うべきである。</p>	<p>【博物館法をめぐる現状の観点から】 全国の博物館の3/4を占める首長所管博物館と、その学芸員に法的根拠がなく、信頼性の向上や安定的人材確保につながっていない。</p> <p>【文化財の活用の観点から】 国で提唱している「文化芸術資源を活用した経済活性化」について、本道でも知事所管の「北海道博物館」や、明治初期からの歴史的建造物を移築復元した野外博物館「北海道開拓の村」等において、インバウンド拡大に向けた取組を展開中。登録博物館は、教育委員会から首長部局への事務委任等が可能だが、行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要。登録博物館の「設置及び運営上望ましい基準」(法8条)を首長所管博物館に当てはめ、質の維持・高度化が必要。</p> <p>【博物館のネットワークの観点から】 国と他の博物館の緊密な連携協力等(法3条)が高まる中、2020年開設の「国立アイヌ民族博物館」を核に全国連携や、大規模災害に備えた応援体制の確立が急務。国内博物館が「登録博物館」として連携することが必要。</p>	文部科学省	群馬県、三重県	<p>○県内の一部の自治体では、博物館の所管を首長部局に移管したために、登録博物館から博物館相当施設に変更した事例があり、博物館の趣旨を生かせる制度改正が望まれる。</p> <p>○本県においては、条例・規則の改廃及び博物館協議会委員の任免等については教育委員会が行い、それ以外の事務は事務委任により環境生活部が行っている状況にある。提案のとおり法改正されれば、一連の事務が一つの部局で執行可能となり、地域の実情に応じて所管部局を決定できることから賛同できる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>博物館を含む社会教育行政の所管については、平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の進捗方策について」及び平成25年12月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」の双方において、政治的中立性の確保や学校教育との連携の要請等から、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、その考え方は現在においても変わりはない。</p> <p>なお、現在でも、地方自治法180条の7の規定に基づく事務委任・補助執行により、柔軟な運用が可能となっているが、平成27年に文部科学省が実施した事務委任・補助執行の調査によると、その実施率は低い状況にある。</p> <p>※博物館に関する事務について事務委任又は補助執行を行っている自治体59/1777自治体(約3.3%) (事務委任 13/1777、補助執行 46/1777)</p> <p>こうした中、現在、社会教育機関の「施設の管理及び整備」については、構造改革特区における特例措置により首長部局に権限移譲ができることとなっており、現在、その全国展開の可能性について検討を行っているが、平成29年3月の構造改革特区本部評価・調査委員会教育部会においては、全国展開が可能となりうる条件として、以下の内容が合意されている状況にある。</p> <p>①社会・経済的効果(施設利用者数の増加等)が見られること ②要件・手続き上の課題(教育活動における支障、安全管理上の課題等)を克服できていること ③関係機関間・学校・地域における合意形成等の問題が生じていないことが確認されること ④その上で、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うよりも、効率的かつ効果的に行われることが客観的に明らかになること</p> <p>さらに、御提案において、「行政資源の最大活用やスピード感ある施策展開には、首長が最終決定できる体制が必要」とあるが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整等を行う場として、地方公共団体の長は総合教育会議を設けることとされており、首長のリーダーシップを発揮できるようになっている。</p> <p>以上のように、本件については、中教審答申において、教育行政部局が担うべきとの結論が出されており、また、関連して現在実施可能な措置についても整理すべき様々な論点もあることから、直ちに、教育委員会から所管を移すことは困難である。</p> <p>なお、今後、「人づくり革命」や「一億総活躍社会の実現」などの政府全体の重要な政策課題により積極的に取り組むため、文部科学省としても、教育政策全体の在り方について総合的な検討を行うこととしており、その一環として、博物館行政も含む社会教育政策に係る諸課題についても扱うこととなる。その中で、本件についても、事務委任・補助執行等の状況や特区における評価等の状況も踏まえつつ、具体的な対応策について検討してまいりたい。あわせて、総合教育会議制度の創設の趣旨も踏まえつつ、同会議において博物館も含めた社会教育に関しても議題として取り上げられるよう、取組を推進してまいりたい。</p>	<p>○文科省の『新しい時代の博物館制度の在り方について』(H19年6月)では、「登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設が相当数存在している。このような状況では、博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言えない状況である」と『登録制度の形骸化』が指摘されており、また、平成25年12月の中央教育審議会答申『今後の地方教育行政の在り方について』では、「文化財を除く文化に関する事務や学校教育を除くスポーツに関する事務は、原則として首長の事務」とされているところである。</p> <p>○一方、現在、国においては、『日本再興戦略2016』等で「文化芸術資源を活用した経済活性化」が掲げられており、地域の歴史や文化、成り立ちなどを学び、訪れる人の知的好奇心を刺激する、地域の中核施設である「博物館」を活用したさらなる地域の活性化が課題と考えられる中で、本提案の趣旨は、あくまでも博物館の政治的中立性等を担保することを前提として、観光振興や地域創生に活用し、より多くの方に利用いただき、国民の文化的向上や経済活性化の取組を加速化して行こうとするものである。</p> <p>○上記の政治的中立性については、北海道においては、知事の附属機関であり、民間等の有識者で構成され、博物館の事業に関する重要事項を調査審議する「北海道立総合博物館協議会」や、同じく民間等の有識者で構成され、文化振興に関する重要事項を調査審議する「北海道文化審議会」を設置しており、これらの機関で博物館に関する審議も可能であることから、首長部局においても引き続き担保は可能である。</p> <p>○事務委任・補助執行については、現在、すでに知事部局が所管する博物館を、教育委員会所管に移管した上で、事務委任すること自体が二度手間であり、条例改正や、博物館の協議会の委員任命など重要な事務の決定権が教育委員会に移るなど、迅速な事務の執行が困難となる。</p> <p>○また、総合教育会議は、知事と教育委員会が重点的に講ずべき施策や緊急の場合に講ずべき措置などについて、協議及び事務の調整を行うための場であり、この会議を活用したとしても、知事の下での一元的なスピード感ある意思決定、事務の執行と同等の対応ができるものではない。</p> <p>○本道においては、国の観光ビジョンや成長戦略に呼応し、歴史文化資源を地方創生につなげるため、2020年開設予定の「国立アイヌ民族博物館」と共鳴する公立博物館との協力体制を確立したいと考えている。これに向けた体制整備を早急に行うことができるよう、特区の評価を待たずに、可及的速やかに提案の実現に向けた積極的な検討を進めていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】博物館について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。</p> <p>【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
290	和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点をと、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点と、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められたい。 なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。	内閣府	福島県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、逗子市、海老名市、磐田市、知多市、城陽市、出雲市、山陽小野田市、北九州市、宇美町	<p>○認定区分の変更、保育標準時間・短時間の変更、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことに伴い保護者の手続き及び受け取る通知書も多いので混乱するとのご意見を頂く。また、職員の事務も煩雑になっている。待機児童の現況届の提出義務緩和も行われたので、2、3号認定の簡素化も要望する。</p> <p>平成28年度 職権による3号から2号への変更認定件数2,249件</p> <p>○満3歳児到達時に認定証を発行するが、利用者負担額に変更がないため、混乱を招いている。年度当初に利用者負担額通知と同時に送付した場合、事務量も削減され、郵送料の削減にもつながる。</p> <p>○本市においても、平成28年度の同様の事務について、第3号から第2号への変更認定事務の処理件数が約2,300件に上り、1月当たり200件弱事務処理が発生している。毎月の事務処理を年一度に集約できれば、一括処理による事務処理の効率化が図られ、年間を見通した際に事務負担が軽減される。</p> <p>○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える要因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するためにも2・3号の区分を1つに統一することも検討頂きたい。</p> <p>○保護者にとり、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現況においては、認定基準日を4月1日とすることで、いわゆる年少以上未満とも一致することとなる。</p> <p>○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始での一括発行の場合、年度途中で認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあって検討が必要であるが、緩和により事務量を削減できるようにするのが望ましい。</p> <p>○本市においても支給認定事務については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きにより、多大な事務負担が生じている。</p> <p>○当市の職権による変更認定件数は、年間約600件。</p> <p>○現行制度では子どもが満3歳に達する度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点と、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。</p> <p>○子ども・子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点と、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として退所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できることとしている。仮に、第3号から第2号への支給認定変更基準日が設けられた場合、年度中に3歳に到達した児童が一律に当該年度末まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。</p> <p>保育料や給付費について、現行制度では年度当初の児童の学齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(3号→2号)があったとしても当該年度中においては保育料等に影響は及ぼさないこととなっている。そのため、第3号と第2号の児童が同じ基準で保育料、給付費の決定をなされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。</p> <p>○当市においても、同様の事例が発生しています。支給認定を受けていても施設入所がかなわないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要です。</p>
	【重点4-③】			(参考)平成28年度の職権による変更認定件数 ○和歌山市・・・約1,300件 ○御坊市・・・117件 ○岩出市・・・247件 ○かつらぎ町・・・75件			

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。</p>	<p>回答の内容では事務負担は軽減されない。 3号及び2号をまとめて申請・認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を二重管理する必要がある、システムがそういった仕様でない市町村は対応が困難。また、システム上、二重管理ができるとしても、支給認定の有効期間中に、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが頻繁にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ煩雑化し、ミスが生じる要因ともなる。 また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて文書等により説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解しただけないことも多い中、3号及び2号をまとめて申請・認定するとなれば、更にその趣旨を説明する必要が生じ、市町村にとって負担軽減とはならない。 本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることも考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を設定するか否か選択できる規定とした場合でも、例えば他市町村への転居があった場合に、転出元と転入先で認定区分が異なっても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障は無い。また、認定区分の変更の時点を、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特にないものと考えられる。 そもそも2号及び3号の認定区分を設定していることにより市町村に多大な事務負担が生じている。具体的には、3号から2号への職権変更事務の時期だけが、利用者負担額の決定など保育給付に係る事項やクラス編成等の変更時期と相違していることは、事務の煩雑化と混乱を生じさせる要因となっており、地方自治体のスムーズな事務実施のため、制度の早期見直しを検討いただきたい。</p>	<p>【逗子市】 事務の省力化と利用保護者の理解しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中で保育料の見直しがあったことと併せて、利用保護者に非常に分かりにくい。 【山陽小野田市】 システム上は原則どおり満3歳に達する都度に支給認定の変更を行う仕様になっており、2号・3号をまとめて認定するためにはシステム改修が必要となる。 国からの通知が「まとめて認定することが可能」では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修扱いとなり、システム改修がかかることになる。 事務量・効果等を考慮すると運営費の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
291	船橋市	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条によって、「一年を超えない期間」となっている。同条第2号を創設し、「前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。」を加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な人であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使えない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるが、就労準備支援事業のプログラムにあるグループワークや実習体験等を利用できず、個別支援のみになってしまうため、利用者にとって効果的な支援を行うことができなくなっている。 なお、制度開始後2年間の統計データ(平成27年4月1日～平成29年3月31日)については、就労準備支援事業の利用者数65名のうち、利用期間1年で一般就労とならなかった利用者数は、約3割の21名。そのうち、自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数は8名で、その他は、自立相談支援事業による就労支援に移行せず生活保護を受給することとなった7名、障害福祉サービスの就労移行支援を受けることとなった6名である。自立相談支援事業による就労支援に移行した利用者数8名のうち7名は、現在も支援中であり、一般就労にはなっていない。	厚生労働省	北海道、旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、八王子市、名古屋市、京都府、京都市、大阪府、鳥取県、広島市、福岡市、鹿児島県、沖縄県	<p>○ 本市も同様の事例があり、昨年度的生活困窮者自立支援制度ブロック会議等でも直接厚生労働省に改善すべき旨要望している。</p> <p>○ 生活困窮者就労準備支援について、対象者への支援期間は検証中の状況。船橋市の提案と同様に、支援を必要とされる対象者は「社会との関わり不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない」等で、支援に一定の期間を要する状況であり、就労実現に向けた実習体験を実施しても実習を継続するためのサポート、そこから一般就労までのサポートには慎重な対応が必要である。実際に一般就労につながらないケースも多く、必ずしも1年という期間の制限が効果につながるかは判断し難く、利用期間の延長を追加することは効果的であるのではと思慮する。</p> <p>○ 管内の他の自治体においても、同様に就労準備支援事業の利用期間の延長を求める意見がある。本来、就労準備支援事業と自立相談支援事業における就労支援とは、対象となる相談者の状態や、支援メニューに違いがあるべきであり、利用期間である1年間が終了したので自立相談支援事業の就労支援に移行するというのでは、相談者の状態に応じた支援ができないと考える。そのため、利用期間の延長ができる規定を設けることは支援の幅を広げることにもつながる。</p> <p>○ 就労準備支援事業は、長期未就労者や、他人とのコミュニケーションがうまくとれない、昼夜逆転で生活リズムが乱れているなど、そのままでは就労が難しい者を対象としているため、当初の想定どおりいかに、利用者が事務所に来なくなったり、精神疾患等の傷病が悪化したなどで、そのままでは利用期間の1年を経過してしまう事例が少なからず起きている状況にある。このため本市では、その場合にはいったん就労準備支援事業を中断し利用期間を減らさないようにするなどして対応し、自立相談支援の中で就労準備支援事業の参加意欲の喚起や病状把握等を行いながら、就労準備支援事業の再開のタイミングを計っているところである。しかし、再開した場合においても、支援を初めからやり直す必要があり、一方で支援の残りの期間は既に1年未満となってしまうことから、就労支援への移行がより困難な状況となっている。利用期間の延長が可能であれば、利用者の状況に合わせて柔軟な支援が可能であり、就労支援への移行の可能性が増大するものと考ええる。なお、当市では制度開始後2年間(平成27年4月1日～平成29年3月31日)の就労準備支援事業利用者数は62名、うち一般就労16名、障害福祉サービスの就労移行支援1名、期間満了で未就労が4名、生活保護受給が2名、そして残り39名が就労準備支援事業中断中である。</p> <p>○ 就労準備支援事業の利用が1年を経過し、引き続き一般就労に向けた支援が必要なものについては、自立相談支援事業による就労支援等のメニューにおいて対応せざるを得ない状況である。しかしながら、就労準備支援事業にある就労体験等のプログラムの利用ができないことから、利用者の状態像に応じたきめ細やかな支援を行うことができず、支援の支障となっている事例が数例あり、今後も同様の事例が増えていくと考えている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業については、一般就労に直ちに就くことが困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備のために、日常生活自立・社会自立・就労自立といった段階を設けて就労支援を行うことを目的とした事業である。</p> <p>○ 就労準備支援事業の利用期間については、より効果的・効率的に事業を実施する観点から、原則として一定の期間を定めて実施すべきであるとの考え方により、本人の状態像に応じて、日常生活自立・社会自立段階から支援を行う場合の期間として、1年という期間を設けて、同法施行規則第5条において規定しているところである。</p> <p>○ 本件のご要望のように、例えば長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、利用対象者の状態像によっては、現行の1年間という利用期間では足りないというご意見も頂いているが、現在、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会を開催しており、就労準備支援事業の効果的・効率的な運用のあり方についても、議論の中で検討したいと考えている。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて開催されている社会保障審議会にて、就労準備支援事業の利用期間延長について引き続き前向きにご検討いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
292	船橋市	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用が可能となるよう見直しを求める。	現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。	厚生労働省	仙台市、千葉県、八王子市、横浜市、新潟市、高山市、各務ヶ原市、名古屋市、春日井市、大津市、府中町、長崎市、熊本市、宮崎市	<p>○提案市と同様に、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者のみならず、当市にとっても大きな事務負担となっているため、次回の更新以降に、更新の申請の手続きをまとめて行うことができるように弾力的な運用が可能となるように見直しを求める。</p> <p>○現在の制度で、指定有効期限を合わせるためには、一旦、廃止届を提出してもらい、再度、そのサービスについて新規指定してもらう必要がある。この場合は新規指定扱いとなるので、どうしても提出書類が多くなってしまふ。事業所にその旨説明すると、結局は有効期限は併せないという事例が結構ある。</p> <p>○(介護保険指定居宅サービス) 本市においても、事業者から指定の有効期限をそろえることができないかという旨の問い合わせがある。</p> <p>本件提案のとおり、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、事業者にとって大きな事務負担となっている。</p> <p>(障害福祉指定サービス) 多機能型や訪問系については同一事業所で複数サービスを指定していることが多く、指定有効期限が異なっていることで、事業者から更新対象となっているサービス名やサービスに応じた必要書類・記載内容について問い合わせを受ける事例があり、事業者における混乱や負担が伺われる状況である。</p> <p>また、本市の更新事務においても審査や進捗管理等について効率的に事務を進めることができると考えられ、必要性を感じている。</p> <p>○現在は、介護サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。</p> <p>また、指定権者としての自治体(都道府県(市))においても、更新に係る事務手続き(通知、進捗確認、審査、決裁)が煩雑になっている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>介護保険法第70条の2第1項及び障害者総合支援法第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うとされている。これは、指定の有効期間を規定するものであり、指定の更新を6年未満で行うことを妨げるものではない。</p> <p>したがって、同一事業所で複数の居宅サービス又は障害福祉サービスの指定を受けており、それぞれの指定有効期限が異なっている場合に、それらの指定有効期限をあわせて更新することは、現行でも可能となっている。</p> <p>指定の更新事務については、自治体においてそれぞれ手続き方法を定めており、指定の更新に係る手続きは、それらに則って行われているものと認識しているが、必要に応じて、指定有効期限をあわせて更新することも可能である旨を、全国会議等で周知したい。</p>	<p>本市に加え、複数の自治体が支障事例をあげていることから、年内を目的に、指定居宅サービス事業者等及び指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る手続きで、指定有効期限が異なっている場合に、指定有効期限前に指定の更新をあわせてすることが可能である旨（及びその手続き事例）を通知いただきたい。</p>	<p>【八王子市】</p> <p>6年未満であれば可能とのことだが、介護保険法第70条の2等を見ると、「6年ごと」と明記されており、「6年未満」と解釈することは困難であり、かつ同一事業所の場合併せて更新することが可能と解釈することは困難である。</p> <p>「6年未満」と解釈できる第115条の45の6には「厚生労働省令で定める期間ごと」と明記されており、介護保険法施行規則第140条の63の7で「6年未満」と解釈することが可能であるため、この取り扱いと同様となるならば、各自治体の手続き方法に委ねるのではなく、法を所管する厚生労働省において、全国課長会議等での周知にとどまらず、基準の明記が必要であると考ええる。</p> <p>現行の規定で6年未満の更新が可能である場合、どのような手続きによるものか明確にされたい。</p> <p>①指定処分の有効期間は6年とするものの、事業者の申請により、当該期間内に更新手続きができる。</p> <p>②指定処分の有効期間を2年や3年とすることができる。</p> <p>③前記2点いずれも可。</p> <p>①とした場合、従前の指定処分有効期間終了前に、次期処分を行うこととなるため、従来指定期間の残存期間の行政処分が重複して存在することとなり、前処分の期間変更処分を行う必要が生じると考えるがどうか。</p> <p>また、制度変更等があった場合、改正法附則等で次期更新期限までに対応すべしとされた場合、当該期限以前に更新すれば新基準に拘束されない期間が延びるという不純な動機による申請が発生する懸念があるがどうか。</p> <p>②とした場合、今回のケース以外の事由（新規事業所だから、また、悪質な事業所だから等の理由）により、指定権者の裁量で期間を設定できることとなるが思われるがどうか。</p> <p>また、法規定について、「6年ごと」とは一般的に「有効期間は6年以外ない」と解釈して今回の提案に至っているが、回答のように「有効期間であるからその期間内であれば更新手続きが可能」とするなら「6年以内」「6年を経過するまで」のような表現とすべきである。</p> <p>なお、「6年ごと」の解釈を回答のようにするのであれば、障害者総合支援法第60条1項の自立支援医療機関の更新の規定も同様であるため、同様の解釈となることでよいか。</p> <p>【横浜市】</p> <p>都道府県、政令市・中核市、一般市・町からの提案であることを踏まえ、介護保険法及び障害者総合支援法に関わる事業者指定に係る本回答における見解について、各々の全国会議での丁寧な説明等に加え、事務連絡等の方法により遺漏なきよう都道府県・市区町村、事業所等への周知を徹底していただきたい。</p> <p>なお、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者も同様の取扱いである旨を追記していただきたい。</p> <p>また、他の市区町村に所在する事業所の新規及び更新指定を行う場合も同様の取扱いである旨を追記していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>実施にあたっては、弾力的な運用（指定有効期限が異なっている場合に指定有効期限をあわせて更新する）を行う場合の方法などについて検討が必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
294	多可町 【重点35】	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付等の行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	農林水産省、国土交通省	-	-
296	和歌山市	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることがないよう強くお願いするとし、市町村に対して事実上義務付けがされている。 FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。 認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を設置していきたい」と考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等違いについて、明確化されたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	徳島県、宮崎市	○本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることは可能である。</p> <p>なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の帰属主体になることができる(地方自治法第260条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。</p> <p>※市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。</p>	<p>任意団体の代表者名で農地を借り受ければ開設は可能であるが、町として想定している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的でなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前なく個人の責任となれば、契約する本人も躊躇される。</p> <p>地縁団体の仕組みについては承知しているが、近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合はこの仕組みを活用することは難しいと考える。</p> <p>代表者が変わった場合について、貸付協定、貸付規程、個々の利用者ととの使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。</p>
<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども「子育て支援事業」としての「地域子育て支援拠点事業」は、これとは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るものの、相互に独立した事業である。</p> <p>「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施等に資する場合も多いものと考えており、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(全体7,063箇所))。将来的に更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるという御指摘については、対応を検討してまいりたい。</p> <p>なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。</p>	<p>認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。</p> <p>また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国として事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直していただきたい。</p> <p>なお、拠点事業の委託については、“その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか”という視点をもって判断したいと考えている。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
297	郡山市	マイナンバーカード申請受付の条件緩和化	<p>通知カードに付属するマイナンバーカード申請書について、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、同申請書によるカードの申請はJ-LISで受付できなくなってしまうが、これを受付可能にすること。</p> <p>また、手書き用の申請書を用いてマイナンバーカードを申請する際、12桁のマイナンバーを書き忘れると申請が受付にならない上に住民への連絡も行われないうえ、混乱が生じていることから、申請を受け付けるか又は、不備の連絡を住民に行うようにすること。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居等により通知カードの記載事項が変更になった後、通知カード付属の申請書等最新でない申請書IDが記載された申請書で、住民が申請を行うとマイナンバーカードが作成されない。 ・申請書にマイナンバーを書き忘れる等により、カードが作成されない。 ・市区町村を跨ぐ異動後に、転入前に通知カードとともに送付された最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行ったため、マイナンバーカードが転入前市区町村へ送付され、転入前市区町村が転入市区町村へ、当該カードを廃棄した旨を連絡する必要が生じている。 等事務が煩雑となっている。 <p>また、外国人住民による在留期間更新前の交付申請について、在留期間更新前に作成された通知カード付属の申請書を用いた申請については受付可能である。しかし、在留期間更新を迎え在留期間を更新した後に、既に送付されている申請書で交付申請を行い、かつ、同時期に市区町村側が当該住民の申請書IDを更新した場合は、J-LIS から当該住民の情報提供を受け、市区町村がJ-LIS へ在留期間等満了に伴う申請依頼を行ったとしても、当該住民の申請が受け付けられず、同通知のサービスが利用できない。</p> <p>【支障事例】(住民側)</p> <p>上記によりカードを申請したが作成されない住民が出ている(月10件程度)</p> <p>(市区町村側)</p> <p>住民が氏名・住所等の変更手続を行う際に、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生している。</p> <p>外国人住民が入国管理局等で在留期間更新の手続を行った際、市区町村窓口を経由しないため、通知カードに付属するマイナンバーカード申請書が使用不可になったことを口頭で伝えるタイミングが存在しない。</p>	総務省	<p>旭川市、秋田市、山形市、鶴岡市、川西町、いわき市、日立市、朝霞市、福井市、船橋市、八王子市、青橋市、川崎市、新潟市、上越市、福井市、多治見市、北方町、島田市、磐田市、湖西市、豊橋市、春日井市、豊田市、亀岡市、大阪市、八尾市、神戸市、松江市、浜田市、出雲市、広島市、山陽小野田市、高松市、松山市、宇和島市、東温市、北九州市、柳川市、朝倉市、大刀洗町、佐賀市、長崎市、大村市、五島市、宮崎市、都城市</p>	<p>○最新でない申請書IDが記載された申請書で申請を行った場合、申請が受理されずその事実が月1回のJ-LISから市区町村への情報提供により判明する。これを受けて、市区町村は申請者へ再申請が必要となる説明を添えて、最新の申請書IDが記載された申請書を作成・交付しなければならぬ。(月5件程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者は、再申請が必要なることを知るまでの期間に加え、再申請から交付までに要する期間の長期にわたり交付待ちの状態となる。 ・市区町村側は、住民の氏名、住所等に変更が生じる届出を受けの際、新しい申請書IDが記載された申請書を作成・交付する事務負担が発生しており、制度改正が必要である。 <p>○マイナンバーカード申請時に手書き用の申請書を用いた際、個人番号の記載欄に不備があると、申請が受付されないまま申請者にも住所地の自治体にも受付されなかったことの連絡がない。</p> <p>そのため申請者はいつまでたっても何の連絡もなく、理由もわからないままカードが発行されない状態となっており、苦情の原因となっている。</p> <p>自治体も受付されていないことの事実がわからないため、J-LISへの確認や申請者への説明に多大な時間を労することとなっている。</p> <p>このため、今後は書類の不備で受付ができなかった場合はJ-LISから本人あるいは自治体へ受付できなかった理由を明らかにした上で連絡をしていただきたい。</p> <p>○申請が受付されなかった者の情報提供及び個人番号カード交付申請から発行までの間に在留期間が満了した外国人住民の申請が自動的に交付取りやめとなる事象について住民側への連絡等の対応が月10件程度あり、今後も送付先情報が変わることが見込まれるため市区町村から住民への連絡増加が予想される。なお、転出した後に個人番号カードが前住所地へ届いた者の転出先の市区町村への連絡も増加しており、上記同様他市への連絡対応、住民への連絡対応の増加が予想される。いずれのケースも住民側でなく市区町村を通して連絡を行うため時間がかかっているのが現状である。申請書IDが変更になっても受付を可能にする又は、申請を受付できなかった旨の連絡をJ-LIS側より行っていただくよう制度改正を要望する。</p> <p>また、手書き用の申請書を住民側がJ-LISに送付したもののについては住民側、市区町村へも不備の連絡がなされず本市でも住民側への説明に苦慮している。そのため受付できなかった旨の対応について今後、J-LIS側で行っていただくよう制度改正を要望する。</p> <p>○通知カードに付属するマイナンバーカード申請書の氏名・住所等に変更があった場合、同申請書での申請ができない。カード申請後に住所異動した場合は、異動前の市区町村にカードが送付されるが、当該カードは破棄し異動後の市区町村にその旨連絡し、申請者は異動後の市区町村で改めて申請しなければならない。</p> <p>また、マイナンバーカードの申請状況等がシステムにおいて確認できないため、住民の照会に対して必ずコールセンターへの問い合わせが必要である。</p> <p>郡山市の支障事例は、全市町村で同様の取扱となっており、申請者においても市区町村においても事務及び手続負担軽減を図るため制度改正が必要である。</p> <p>○氏名については主として戸籍の届出により変更になるため、マイナンバーカードの申請書を発行する住民登録地市区町村にお客様本人が来庁することなく、通知に基づき修正されることも多い。この場合、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく、マイナンバーカードの申請書IDが変更されてしまう状況である。</p> <p>住所についても、例えば代理人が住所変更の手続きを行った場合等により、本人に新しいマイナンバーカード申請書を交付できないことも多い。</p> <p>さらに、外国人の在留情報については、基本的に法務省からの通知により修正され、その際にも新しいマイナンバーカード申請書を交付することなく申請書IDが変更されてしまうことが多い。</p> <p>上記などにより、申請書IDが変更となってしまうカードが作成されなかった対象者については、J-LISから市区町村に通知がきたのちに、市区町村から住民に通知を送る経緯となっている。</p> <p>これにより、市区町村が住民に通知を送る負担が増えるだけでなく、住民がマイナンバーカードを再申請する必要が生じてしまうため、住民がカードを受領するのに時間がかかってしまうという問題が発生している。</p> <p>○本市においても、郡山市と同様の理由により、市民がマイナンバーカード(以下「カード」という。)の交付申請を行ってもカードが作成されない事例が月50件程度ある。</p> <p>当該事例については、毎月地方公共団体情報システム機構から情報提供を受けた後に、カードが作成されない原因を確認し、申請者へ再度交付申請を行うよう連絡しているが、①申請日から申請者へ連絡を行うまでに1か月以上の時間を要していること、②再度交付申請を行うには、申請者に顔写真を再度用意する等の負担が生じること、③交付申請書を受け付けできない理由を説明しても、役所側の理由であるとして申請者の理解を得られないことから、苦情の原因になることが多く、申請者が交付申請を取り止めるなどカード普及の支障になっている。</p> <p>○本市においても、同様の事例が発生している。特に申請に不備がある場合で、その不備の内容がJ-LISから申請者に連絡等がされていないため、「マイナンバー総合フリーダイヤル」に市民が直接問い合わせたが、市に問い合わせるよう言われたとのこと。</p> <p>市においても不備等の詳細な内容がわからないため、適切な対応を取れないケースもあり、場合によっては、申請書自体がJ-LISに届いておらず、個人情報などがどこかに漏れているのではないかと申請者が不信感を抱くケースに発展したこともある。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>マイナンバーカードの申請は、申請者の氏名、住所等の情報を記載することによって、本人を確実に特定の上受け付けることが可能となるものであり、記載すべき情報に変更がある場合には変更後の情報によって申請を行う必要がある。このことを前提に、氏名・住所等の記載事項が変更になった場合にも、通知カードに付属する交付申請書を利用した申請を可能とする方策がないか検討を行う。</p> <p>手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その他の記載事項から可能な限り住民を特定し、住所地市区町村に申請不備の連絡を行い、住所地市区町村より住民へ連絡を行うようにしているため、今後もこの取り扱いを徹底する。</p>	<p>氏名・住所等の記載事項が変更になった場合、通知カードに付属する交付申請書を利用した申請を可能とする方策がないかの検討を行う際には、住民の利便性の向上に鑑み、年度内に方向性を示すなど、早急な課題解決が図られるよう御対応願います。</p>	<p>【湖西市】 『手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、その他の記載事項から可能な限り住民を特定し、住所地市区町村に申請不備の連絡を行い、住所地市区町村より住民へ連絡を行うようにしているため、今後もこの取り扱いを徹底する。』について、市に対して、不備についての連絡は過去一度もないが、マイナンバーカード普及率の向上のためにも、何を持って連絡を行ったと言えるのか誰が見ても分かるような文章で明確に示していただきたい。</p> <p>取扱いについて、周知及び更なる徹底をお願いしたい。</p> <p>【春日井市】 各自治体が改善を求めている事案は、マイナンバーカードの申請に関して、個人の特定に必要な氏名、住所等の情報について申請書の記載に問題があって発生しているのではない。J-LISがマイナンバーカードの申請受付に関して、申請書IDのみで個人を特定していることが様々な弊害を生み出しているのである(しかも、この申請書IDは手書き用申請書使用時は必須項目とされていない。)。この事案は、申請書IDのみで個人を特定するJ-LISの受付プロセスに問題があるわけであり、申請書ID以外の個人を特定する情報を活用することによって解決できると考える。例えば、マイナンバーが一致していれば、統合端末で出力された申請書や通知カード下部の申請書であっても、作成時点の最新の4情報でカードが作成され、その最終住民登録地の自治体に送付されるように取り扱い願いたい。</p> <p>また、後段の手書き用申請書の件に関しても、現在の取り扱いで何の連絡もなされていないという問題が発生しているのに、単に徹底することのみで再発防止が担保されるのか疑問である。支障事例の解消につながるよう、対応を検討していただきたい。</p> <p>【豊田市】 合わせて統合端末から出力する、個人番号カード交付申請書について、QRコードが印刷されるようにし、スマートフォンおよびまちなか写真機から申請できるよう改善を図るよう検討していただきたい。</p> <p>【松江市】 手書き申請書で不備があった場合の対応については、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から市町村への連絡はされておらず、J-LIS個人番号プロジェクト推進部に電話確認したところ、申請者本人にも住所地市区町村にも連絡をしていないとの回答を受けたところである(H29.8.4)。</p> <p>総務省はJ-LISの現在の対応状況を確認いただき、早急に見解にある運用を行っていただきたい。</p> <p>【大村市】 手書き用申請書でマイナンバーの記載が漏れていた場合には、住所地市区町村に申請不備の連絡を行っているところがあるが、不備連絡には不備の理由が明記されておらず、市区町村は住民に対し不備となった明確な説明ができていない状況である。今後もこの取扱いとするならば、不備理由も添えて通知を行うように要望する。そもそも、住民が特定できているのであれば、市区町村に連絡するのではなく、直接住民本人に連絡をすべきである。住民に直接連絡を行えば、市区町村が住民に通知を送る負担がなくなるだけでなく、住民は再申請が必要なることを知るまでの時間も短縮できるため、カードをより早く受領することができる。従って、いずれかの取り扱いに改正していただくようお願いする。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
298	郡山市 【重点20-③】	生活保護法第78条の2の保護金品等の調整時における上限額への弾力的運用	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整において、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」により上限が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思がある場合でも、保護金品等との調整を行うことができず、納付書等によって収めなくてはならない。 この場合、高齢世帯、障害世帯、傷病世帯が8割を占める生活保護受給者がわざわざ無理をして毎月足を運び金融機関へ納付書を持参の上で納付することとなるとともに、福祉事務所において、納付書の作成や送付事務が発生するなど、非常に大きな負担が生じている。 また、納付漏れ等の場合には、電話や訪問による催促や督促状の送付など、新たな業務が発生するほか、当初の計画通りに納付がされず、期間が長期化することもある。 さらに複数世帯の場合、世帯員数によらず一律の上限が示されているため、多人数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によらざるを得ない。	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」により上限が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思がある場合でも、保護金品等との調整を行うことができず、納付書等によって収めなくてはならない。 この場合、高齢世帯、障害世帯、傷病世帯が8割を占める生活保護受給者がわざわざ無理をして毎月足を運び金融機関へ納付書を持参の上で納付することとなるとともに、福祉事務所において、納付書の作成や送付事務が発生するなど、非常に大きな負担が生じている。 また、納付漏れ等の場合には、電話や訪問による催促や督促状の送付など、新たな業務が発生するほか、当初の計画通りに納付がされず、期間が長期化することもある。 さらに複数世帯の場合、世帯員数によらず一律の上限が示されているため、多人数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によらざるを得ない。	厚生労働省	ひたちなか市、青梅市、多治見市、豊橋市、豊田市、北九州市、熊本市	○生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防止や、債権管理に係る事務負担の軽減に繋がる有用な制度であると考えている。しかし、徴収金の総額が多額であり、障害者加算などの相殺可能額の増額要素が無い場合などにおいて、徴収金の返済期間が長期化することから、実際に適用するには課題が多い状況にある。本人の同意を前提とした上で、月の上限額に弾力的運用を認めることで、徴収金の確実な納付に伴う債権管理の負担軽減や保護費の窓口支給の減少等、様々な事務が効率化、適正化すると考えられる。 ○法第78条の2による徴収金の保護費との調整においては上限額が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思があっても納付書等によって納めなければならない。高齢、障害、傷病等、納付書を持参し金融機関へ出向くことが困難な受給者も多い。また、福祉事務所でも納付書作成・送付、納付もれの督促・催告等、業務および経費の面でも負担増となってしまう。この上限額に裁量を加えられるようにすることで、受給者および福祉事務所の負担軽減につながることも、収納率も向上する。
299	岩泉町 【重点42】	災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し	災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。 この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。	岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。	内閣府	北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ ご指摘の裁量については、通知において単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度とされていることから、これらの金額を大きく超えない限りにおいては、現行上も許容されるものであり、この範囲内において保護の実施機関で判断されたい。</p> <p>○ 生活保護費は、被保護者の最低限の生活の需要を満たし、且つ、これを超えない基準で支給されるものであるため、生活保護法第78条に基づく徴収金を保護費と調整することについては、生活保護法の理念である憲法第25条(生存権)との関係で問題が生じる可能性が極めて高く、そもそも慎重な検討を要するものである。</p> <p>○ 現行では、こうした観点を踏まえ、被保護者の最低限度の生活が保障される範囲として調整可能な金額の目安として単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度を上限とするよう通知しているところである。この点に関して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議においても、合理的な運用である旨の意見を頂いている。</p>	<p>本提案は被保護者が上限額以上の金額を返還する意志がある場合で市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する場合に限定したものである。</p> <p>現在、上限額以上の金額の返還については被保護者が金融機関に納付書を持参し納付しているところであるが、具体的に例をあげるとA(高齢者単身世帯)毎月1万5千円(12～3月は2万円)、B(高齢者2人世帯)毎月3万円、C(障がい者2人世帯)毎月2万円、D(傷病2人世帯)毎月2万円(12月のみ2万5千円)、E(その他単身世帯)毎月2万円など他にも多数例があり、これらは被保護者本人が返済期間の短縮を図りたいとして行っているものであり、現時点ではわざわざ金融機関に足を運んで納付書により納めているものである。(仮に口座振替にしたとしても残高の確認や残高不足による振替不能を防ぐために金融機関に足を運ぶ必要がある。)</p> <p>本市としては、生活保護法の理念に反し、保護者の最低限度の生活を脅かすような調整をする考えは無いものであり、被保護者本人が、保護費のやりくりにより返済短縮を図るため足を運んでいる現状、またこのために歳入の調定を行い、納付書を発行する等の事務がかさんでいる市の実態に目を向けて頂き、第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整について、被保護者の同意と福祉事務所の判断があれば上記のような事例にも対応できる旨を明確に記した通知等をお示しくださるよう再検討をお願いする。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、被保護者の最低生活の保障が確保されるよう留意すること</p>
<p>・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。</p> <p>・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。</p> <p>・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。</p>	<p>災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたい。</p>	<p>○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>災害援護資金の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるよう必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
300	直方市 【重点1-④】	一時預かり事業に係る人員基準の見直し	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とする等の緩和がされているが、当市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できていない。 そのため、市の単費で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14施設中1施設しか実施できていない状況にある。 平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ20件であり、「就職面接があり、他に預かりを行うあてがない」等の理由で利用されており、突発的に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置要件を確保することに苦慮している。 例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配(配置基準より多く配置)されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求める。 ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名 ②子育て支援研修修了者1名	厚生労働省	川崎市、熊本市	-
302	出雲市 【重点2】	中学校卒業後について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業後について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業後等であって、2年以上かつ2,000時間程度児童福祉事業に従事したもの②高等学校卒業後等であって、2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。 ○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの経過措置期間終了後に安定的な現場運営体制を保つことができるのか非常に不安視をしている。 ○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持った子どもにとっての居場所であり、放課後児童支援員には、子ども達の受け入れにあたり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。	厚生労働省	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊橋市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州府、佐賀県、都城市	-

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 「一時預かり事業」については、「一時預かり事業実施要項」において、1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の場合については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第23条第2項に定める市町村長が行う研修を終了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者(家庭的保育者)を保育士とみなすことができることと定めており、ご要望の内容については現行制度下においても、市町村の判断により、実施可能である。</p>	<p>○家庭的保育事業は当市規模の自治体ではニーズがなく、家庭的保育事業者がない。そのため、家庭的保育者による職員配置の緩和策を活用できず、現行制度下でも一次預かり事業を実施できない。 ○一時預かり事業は、保護者ニーズが高い事業である一方、突発的利用が多く、事業者にとって、一時預かり事業のための人材を保育所本体と別途確保することは、経営上困難である。また、保育所本体では不要な、家庭的保育者研修を受講させるインセンティブがない。 ○「家庭的保育者」と「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」を比較した場合、質、経験やノウハウについて大きく異なる。 ○一定の条件下で、「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」であって、保育士と同等以上の知識や技術を有することを市町村長が認めた者が一時預かり事業を実施することができるようにすることで、一時預かり事業の実施事業者を確保することができる。 ○また、市内には、子育て支援員研修の、地域保育コース(地域型保育)を受講した者はいないが、その他コース等の修了者はいない。家庭的保育者だけでなく、子育て支援員研修の基本研修や基本研修+専門研修(コース不問)の修了者を認めることで、一時預かり事業を実施できる。 ○地方では、保育現場の人材不足が深刻であり、保育補助者等の活用は、保育の受け皿を確保する上で非常に重要な課題であるため、①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名や②子育て支援員研修修了者1名で一時預かり事業が実施できるよう、早期に検討いただきたい。 (補足資料参照)</p>	-	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>
<p>【厚生労働省】 提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。</p>	<p>○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。 ○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>	<p>【静岡県】 現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員(その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。)を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
303	出雲市 【重点2】	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。 放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。 児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。 「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考えられる。 児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。	厚生労働省	ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市	-
304	添田町	国指定重要文化財の保存修理を行う「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化	国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合においては、当該補助金交付要綱に基づき、文化庁の承認を受けた主任技術者を使用する必要がある。 また、「登録有形文化財建造物修理の設計管理にかかる技術的指導について(平成9年8月5日庁保健第181号の二)」においては、主任技術者について、承認を受けた者の属する団体が定められており、この団体以外については、必要に応じて補助事業ごとに承認を行うこととされている。 しかしながら、既承認団体に委託する際の設計監理費は、通常の建築工事に比して著しく高額であるとともに、その積算根拠が明示されないため、予算執行上の説明責任に苦慮している。 一方で、補助事業ごとに「主任技術者」の承認を得るためには、重要文化財建造物の修理又は施工監理等の「実務経験年数」を満たす必要があるが、実質的に既承認団体の在籍者・過去在籍していた者以外は承認基準を満たすことができず、新規参入の障壁となっているのではないかとと思われる。 そのため、国庫補助を活用して国指定重要文化財の保存修理を行う場合の、「主任技術者」既承認団体への委託時における設計監理費の根拠の明確化が必要である。	文部科学省	ひたちなか市、豊橋市、徳島市	○主任技術者既承認団体への業務委託時の設計管理費の積算根拠が明示されていないため、予算要求時の詳細な査定は困難であり、結果として、国指定重要文化財建造物の保存修理を行う場合の設計監理費用は高額なものとなっている。 ○本市では国指定重要文化財の保存活用計画の策定や耐震診断事業を実施している。これらの事業においては、文化財建造物に関する専門的な知識や経験を有する主任技術者が携わる必要があることから、文化庁が承認する主任技術者が所属する団体へ業務委託している。これらの業務を発注する際の設計書の作成については、専門業務であることから本市の建築設計担当部署では対応できず、見積設計を行うことから設計金額の根拠が明確にすることができず、国庫補助事業として予算執行の説明が十分にできないことに支障がある。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【厚生労働省】 放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。</p>	<p>○児童厚生員の認定資格については、放課後支援員認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものである。また、認定資格研修の科目と同等以上の内容を資質向上研修等で受講している場合には、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができることとされているため、放課後児童支援員研修と児童厚生員研修が同一内容でなくても受講免除することは可能であると考えられる。 これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的に受講するなどにより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下にはつながらないと考えられる。 ○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしていただきたい。 ○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>文化財建造物の修理は、通常の建造物修理に比べて、文化財価値を損なわない配慮が必要であり、そのため工期が長くなったり、多額の経費を要することも珍しくない。また、修理の質を担保するため、国庫補助事業においては、文化庁が行っている「文化財建造物修理主任技術者講習会」を受講し、文化財建造物の保存・修理における専門的知識・技能を身につけた者等を主任技術者として用いることを求めるなどの措置をとっている。なお、設計管理を委託する際の設計管理費の積算については、個々の委託先の団体が行っているものであり、文化庁は関与していない。また、文化財建造物は多様であり、保存修理工事の内容も個々に異なることから、公定の単価、料金表のようなものを作成することは困難である。個別の事例については、委託先の団体と十分協議すべきものであり、文化庁としては提案を受け入れることはできない。</p>	<p>『設計監理を委託する際の設計管理費の積算については、個々の委託先の団体が行っているものであり、文化庁は関与していない。』との回答に従い、現在契約を締結しているものも含め、委託先に対し、積算根拠等の提示を含め協議していくこととしたい。 文部科学省においては、一次回答にあるとおり、『保存修理工事の内容も個々に異なることから、公定の単価、料金表のようなものを作成することは困難である。』からこそ、より積算根拠を明確にすべきであると考えられ、設計監理費を含め、文化財建造物修理主任技術者や主任技術者承認の必要のない承認を受けた者の属する団体に対し、再度、積算根拠を明らかにするよう指導を行っていただきたい。 また、本町においても設計監理額が適正であるか判断する必要があるが、公定の単価や料金表がない中、文部科学省においては、補助金申請の際に、何を根拠に適正であるかの判断をしているのか、参考としてご教授願いたい。 なお、文部科学省においては、設計管理費の根拠の説明に、苦慮している自治体が複数ある実情も受け止めていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、保存修理のための助言等に努められたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
305	千葉市	障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリング実施場所の規制緩和	福祉サービス利用の際における相談支援のアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようにすることを求める。	障害児者の自立した生活を支えるためには、中立、公正な第三者によるケアマネジメントが必要となるが、事業者の参入が少なく、全ての利用者に対して適切なケアマネジメントが実施できていない。また、相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施について、利用者が通所している事業所での面接を希望することがあるが、アセスメント及びモニタリングは利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設(障害児相談支援にあつては居宅のみ)で面接を行うこととされているため、通所している事業所で行うことができず、相談支援専門員の業務に支障が生じている。	厚生労働省	旭川市、千葉県、新宿区、相模原市、多治見市、刈谷市、大阪府、伊丹市	<p>○本市においても個々のケースによるが、本人や事業所等との都合のつきにくさ等の問題があるため、相談支援専門員が直接事業所に出向き、実際の本人の様子を確認した上でアセスメント等を実施した方が効果的である。</p> <p>居宅や精神科病院及び障害者支援施設等以外に相談支援事業所や本人が通所する日中系サービス事業所等を含めることで、柔軟に実施できるようになるため、アセスメント及びモニタリングの実施場所の拡大をしていただきたい。</p> <p>○相談支援専門員が効率的・効果的にアセスメント及びモニタリングを実施するためには、利用者に通所している事業所で面接が可能なことで、複数の利用者の面接ができることにも、サービス担当者会議の調整もしやすい面がある。</p> <p>居宅のみに限定されてしまうと、訪問の調整が厳しいことにあわせ、サービス担当者会議に関係事業者を招集する調整も厳しく、サービス等利用計画及びモニタリングの進捗に支障が出る可能性が高い。</p> <p>特に障害児に関しては、療育等の必要性からサービスを利用している場合が多く、保護者の障害受容が進んでいないケースや保護者の子どもへの障害に対する捉え方に違いがあったりする場合や居宅に訪問することを拒否するケースもあり、障害児の相談支援が進んでいかない状況もある。</p> <p>障害児者及び保護者や家族の希望によって、事業所での面接も可能ということになることで、事業者の参入及び効率的・効果的な相談支援が実施できることが期待できる。</p> <p>○適切なケアマネジメントを行う上で、利用者の日常生活全般の状況を把握することは非常に重要なことであり、面接を通所先で行うことは、居宅等とは異なる利用者の状況を把握するために効果的であると考えられる。しかし、現行制度では、通所先で面接を行うことが効果的である利用者であっても、居宅等で面接を行わなければならない状況にある。このようなことから、より適切なケアマネジメントを行うためには、アセスメントは居宅等で行うが、モニタリングは個々の事情に応じて通所先で行うといった、柔軟な対応が可能となるよう改正を行う必要があると考える。</p> <p>また、実態として、通所をしている利用者は、自宅への帰宅時間が午後4時以降となることがほとんどであるため、この場合、相談支援専門員は通常の勤務時間内でのモニタリングができず、特に繁忙期には勤務時間外でのモニタリングが増え、アセスメントやモニタリングを効率的に行うことが難しい状況がある。</p> <p>○相談支援事業所数が伸びず全ての利用者に対して適切なケアマネジメントができない状況にあって、事業所での面接を可能とすることにより、相談支援専門員が効率的にアセスメントやモニタリングを実施することで、全ての利用者に対して適切な相談支援の実施が期待できる。</p> <p>○障害児者の利用者が通所している事業所での面接を可能とすることで、利用者及び相談支援専門員の利便性が向上すると思われるのでこの意見に対しては賛成である。</p> <p>○通所サービスの利用者については、アセスメント、モニタリングを通所している事業所で行うことを認めてほしいという声があり、利用者、相談支援専門員双方より出ている。</p> <p>通所サービスのみの利用者に限り認めてもよいのではないかと考える。</p> <p>○相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施については、提案市と同様、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設(障害児相談支援にあつては居宅のみ)で面接を行うこととされている。現在、支障が出ている程の状況ではないが、事業所での面接ができる選択肢があることは、アセスメント及びモニタリングの効率的な実施においても、望ましいことであると考えられる。</p> <p>○生活環境や家族との関係性、生活状況を把握した上で、サービス等の必要性を総合的に判断するために居宅等への訪問を原則としている趣旨は一定理解できるものの、相談支援専門員が利用者へ居宅訪問の趣旨を説明し、同意が得られるよう継続して働きかけを行っているにも関わらず、どうしても居宅への訪問受け入れが困難な利用者(例えば、①自宅に來られるならサービスの利用自体を止める可能性がある場合②精神疾患があり、部屋は盗聴されているから部屋での面接はやめてほしいと訴える場合、③GH利用者で、GHに來られると他の利用者から「あの人は誰か」と聞かれるのが苦痛なため訪問を拒む場合等)も多く、相談支援の継続やサービスの利用に支障が生じている例がある。</p> <p>利用者との関係性が崩れる又はサービスの継続した利用ができなくなるなど計画相談支援等の実施に支障が生じるようなやむを得ない場合には、市町村の判断で通所している事業所でのアセスメント及びモニタリングを可能とするよう緩和してもらいたい。</p> <p>○相談支援専門員の数が少ないこと、利用者の保護者の都合により、自宅でのアセスメント及びモニタリングを勤務時間外に行わざるを得ない状況が多数発生している。</p> <p>アセスメントは自宅で行うことが望ましいと考えるが、モニタリングについては規制を緩和し、通所事業所での面接も可能になると効率的なアセスメント及びモニタリングが実施できると考える。</p> <p>○障害児者の相談支援については、利用者が増加傾向にある一方、事業所に対する報酬が必ずしも十分でないため、相談支援専門員1人当たりの担当件数が増大しており、専門員の疲弊やプランの質の低下など、相談支援の質の確保が難しい状況となっている。このような中、利用者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようにすることは、専門員の負担軽減に資するものである。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリングについては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握するために行うものであり、生活の基礎となる居宅等の状況を確認しなければ利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を正確に評価することはできないこと、また、相談支援専門員が居宅等を訪問することにより、利用者が虐待等を受けていた場合の早期発見や虐待の未然防止につながる効果もあることから、ご提案のあったように居宅等ではなく通所事業所においてアセスメント及びモニタリングを実施することは認められない。</p> <p>なお、居宅等への訪問に加え、利用者が通所している事業所を訪問してサービス利用時の利用者の状況確認やサービス事業所との連絡調整等を行うことは、より望ましいアセスメント及びモニタリングにつながると考えられる。</p>	<p>本市では平成27年から平成28年にかけて、障害福祉サービス等受給者が12%増加(H27:6,761人→H28:7,546人)する一方、相談支援専門員は5%減少(H27:125人→H28:119人)しており、相談支援専門員の一人当たりの負担は年々大きくなっている状況である。</p> <p>貴省回答の示すとおり、アセスメント及びモニタリングにおける居宅等への訪問の必要性は十分認識しているものの、本市が市内の相談支援事業所に実施したアンケートによると、約70%の事業所が「相談支援専門員の負担が増加するため、新規の利用契約は困難」と回答しており、利用契約を結べない障害児者は相談支援事業所によるアセスメント及びモニタリングすら受けることができない状況にある。現況が改善されない限り、このような適切な支援を受けられない障害児者は年々増加し続けることが懸念される。</p> <p>また、障害者の虐待の通報者として、相談支援専門員は重要な役割を担うが、訪問系事業所等の職員との情報共有を密に行うこと等により、モニタリングにおける居宅訪問の目的は代替できるものとする。</p> <p>以上のことから、当該提案の実現による相談支援専門員の負担軽減を行うべきと考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
306	千葉市	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能情報の充実	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。	○地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提出を求めているが、本人が資料を用意できなかったり、提出資料が不十分と見受けられるケースが発生している。 ○厚生労働省の通知によれば、切迫した状況にない中で理由なく立証資料の提出を拒んだ場合は、申請を却下しても差し支えないとされているが、外国人に対する生活保護の支給は、あくまで地方公共団体の個別判断に委ねられており、生活保護支給の対象となる外国人は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人とされていることに鑑みると、在留資格取得時の資産状況等と生活に困窮している現状の双方を総合的に勘案して、支給の要否を決定する必要があると考えている。 ○このため、 ・入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人が、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という在留資格の取得要件を満たしていたこと。 ・当該外国人から提出された立証資料に漏れなどがなく、などを確認したいと考えているが、現行の法規定では、当該事項を確認できる資料を地方入国管理局から確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じている。	法務省、厚生労働省	長野県、多治見市、島田市、豊田市、京都市	-
307	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和	指定医療型児童発達支援事業における医師の配置要件の明確化	現在兵庫県でも医師不足は否定できない状況の中、当該施設は北播磨圏域に所在し、88歳になる医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。兵庫県や近隣の病院等へ非常勤医も含めた医師を依頼をするも、見つからず、当該常勤医が欠けた後、現在のような勤務体制を確保することは極めて困難な見通しであり、近い将来閉鎖もしくは福祉型への変更を余儀なくされると考えている。そうなれば当園に通園する児童と保護者への影響は免れず、成長期の子供の療育が出来なくなる。また、福祉型へ移行すればドクターの指導の下での療育は行えないことと、外来児の受け入れや訓練が出来なくなるとともに近隣に外来を受け入れてくれる場所もない。 また、医療型の継続が不可能となれば、近隣での同様の施設はなく、放課後等デイサービスへの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣においては受け入れを困難としている。その上、医療型から福祉型への変更をした場合、保育、療育、診察、摂食介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようとするれば2か所から3か所以上を保護者が児童を連れて走り回ることとなり負担増はもとより不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	厚生労働省	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	○本年4月現在において、市内から17名もの障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けている。 近隣において医療型児童発達支援事業を行う施設がないため、常勤医師の不在により「わかあゆ園」が同事業を停止すれば、現在利用している障がい児は受け入れ先がない状態となり、医療型児童発達支援事業を受けることができなくなる。 については、障がい児が安心して療育を受けられるよう、地域の実情を勘案し、現行の医師配置の標準の規定について、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が継続できるよう規制緩和を求める。 ○北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を組織している本市においても状況は同じであり、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>当局が保有する個人情報の提供を求める照会については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条に基づき個別に提供の可否を判断しているところ、貴市からの要望については、同法第8条第2項第3号を根拠として、照会に対し、既に適切に対応できていると考えている。</p>	<p>「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号は、情報提供できる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の措置は、昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した、「外国人は法の適用対象とならないが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できている」との回答は、矛盾している。</p> <p>また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには、支障事例に記載したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない、あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに、提出された資料に漏れなどがないかを確認する必要がある。しかし、現行制度下では、必要な資料を確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから、本提案に至ったものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考ええる。</p> <p>なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正ではない形の措置を求めている。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。</p>
<p>医療型児童発達支援は診療所において発達支援と併せて医療を提供するものであり、医療型児童発達支援における医師の配置基準を緩和をした場合には、診療所ではなくなるため医療が提供できなくなり、医療型児童発達支援の責務を果たすことができなくなるため、当該提案の対応は困難である。</p> <p>なお、「わかあゆ園」が、主として重症心身障害児を受け入れる福祉型事業所として指定を受けることで、現在行っている支援を継続して提供することが可能であり、多くの事業所がこのような運営を行っていること承知している。</p> <p>医療型児童発達支援センター数：98 主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援(福祉型)：292か所</p> <p>(参考：主として重症心身障害児を受け入れる事業所(福祉型)の人員配置基準) 嘱託医 1人以上 看護師 1人以上 児童指導員又は保育士 1人以上 機能訓練担当職員 1人以上 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>医療型児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適用のための訓練及び治療を行うセンターとして、児童発達支援に加え、施設内診療所を有する医療機関として、医師による診察、リハビリテーション等の治療を行っている。</p> <p>当該施設は北播磨圏域(三木市を除く、小野市、加西市、加東市、西脇市、多可町で面積719.1Km²、人口198,736人)唯一の「医療型児童発達支援センター」であり、現在、高齢の医師が常勤で勤務しており、後任の小児科医の確保が急務となっている。</p> <p>兵庫県や近隣病院等へ働きかけを行っているが、確保は極めて困難な状況である。また、医師の治療(診察、リハビリテーション)を提供する医療機関は近隣には少なく、その数も十分ではないため、当該施設の果たす役割は大きい。</p> <p>また、「医療型児童発達支援センター」の有する専門性を生かした、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設としての役割は非常に大きく、その影響は通園する児童のみならず、近隣地域の支援を必要とする児まで及ぶと考えられる。</p> <p>障がいの早期発見、療育において、医学的側面からの支援を失うことは、児童の発育に対して将来に亘って影響すると考えられ、利用者からもリハビリテーションの継続支援を望む声が多く挙がっている。</p> <p>身近な地域における障害特性に応じた専門的な支援を行うためには、医療的支援は必要不可欠であるとともに、市民からは、医療型としての児童発達支援センターの存続要望は多く、福祉型への移行は、市民の要望や期待を裏切ることとなり、北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園(小野市、加西市、加東市、西脇市、多可町)としてそのような判断はできない。</p> <p>従って、北播磨地域(三木市を除く、小野市、加西市、加東市、西脇市、多可町で面積719.1Km²、人口198,736人)における障がい児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の基準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援が存続できるよう特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。</p>	<p>【加西市、小野市、西脇市、多可町】 医療型児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適用のための訓練及び治療を行うセンターとして、児童発達支援に加え、施設内診療所を有する医療機関として、医師による診察、リハビリテーション等の治療を行っている。</p> <p>当該施設は北播磨圏域(三木市を除く、面積719.1Km²、人口198,736人)唯一の「医療型児童発達支援センター」であり、現在、高齢の医師が常勤で勤務しており、後任の小児科医の確保が急務となっている。</p> <p>兵庫県や近隣病院等へ働きかけを行っているが、確保は極めて困難な状況である。また、医師の治療(診察、リハビリテーション)を提供する医療機関は近隣には少なく、その数も十分ではないため、当該施設の果たす役割は大きい。</p> <p>また、「医療型児童発達支援センター」の有する専門性を生かした、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設としての役割は非常に大きく、その影響は通園する児童のみならず、近隣地域の支援を必要とする児まで及ぶと考えられる。</p> <p>障がいの早期発見、療育において、医学的側面からの支援を失うことは、児童の発育に対して将来に亘って影響すると考えられ、利用者からもリハビリテーションの継続支援を望む声が多く挙がっている。</p> <p>身近な地域における障害特性に応じた専門的な支援を行うためには、医療的支援は必要不可欠である。</p> <p>従って、北播磨地域(三木市を除く、面積719.1Km²、人口198,736人)における障がい児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の基準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援が存続できるよう特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。</p> <p>【加東市】 障害の早期発見、療育において、医学的側面からの支援を失うことは、児童の発育に対して将来に亘って影響すると考えます。利用者からもリハビリテーションの継続支援を望む声が多く挙がっており、身近な地域における障害特性に応じた専門的な支援を行うためにも、医療的支援は必要不可欠であります。従って、現行の医師の配置基準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援が存続できるように特例措置や規定の明確化等をよろしくお願いします。</p>	<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
308	北播磨こども 発達支援セン ター事務組合 わかあゆ園	障害児リハビリ テーション料の施 設基準における医 師の常勤要件の 緩和	障害児リハビリテーシ ョン料の施設基準にお ける医師の常勤要件の 緩和	当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うため、保育・給食・送迎等の支援サービスに加え、治療(診察、リハビリテーション)を行っているところである、上記の診察報酬の算定方法の規定により、常勤医師一名が必要となった。当地域には、当該施設以外の障害児リハビリテーション料を設けている施設が近隣にない、当該施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の維持は重要となる。 当該施設の事情では、施設の常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足による後任者不在により、施設の維持が困難となっている。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、障害児(者)リハビリテーションの施設基準について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。	厚生労働省	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	○本年4月現在において、市内から17名もの障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けており、また、施設を卒業した児童が継続的にリハビリテーションのケアを受けている。 近隣において、当該施設以外に障害児リハビリテーションを実施している施設がなく、唯一の施設であるにもかかわらず、現在、常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足により施設の維持が困難となっていることから、障害児(者)リハビリテーションの施設基準に定める現行の医師配置の規定について、地域の実情を勘案したうえで、非常勤医師でも可能とするなど、規制緩和を求めるものである。 ○北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園を組織している本市においても状況は同じであり、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、障害児(者)リハビリテーションの施設基準について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>○ 診療報酬上、「障害児(者)リハビリテーション料」を含む特に点数を定めているリハビリテーション料は、適切な計画の下にその効果を定期的に評価し、それに基づく計画の見直しを行う質の高いものを評価しており、その他の簡単なリハビリテーションの費用は算定できない。</p> <p>○ 診療報酬の算定要件や施設基準は、こうした医療を担保するために定めており、「障害児(者)リハビリテーション料」の施設基準における常勤医師の配置は、通常数ヶ月以上の長期にわたって計画的・継続的に行うリハビリテーションについて、患者の状態等を十分に把握した医師が、リハビリテーションを実施する前後にわたり、一貫して医学的管理を行う必要があることから求めているものである。</p> <p>○ このため、「障害児(者)リハビリテーション料」の算定における常勤医師の配置に関する施設基準を緩和することは、診療報酬上評価する医療の担保ができなくなる可能性があることから、困難と考える。</p>	<p>医療型児童発達支援センターでは、児童発達支援に加え、治療を目的とした診察、リハビリテーションを実施しており、リハビリテーションは、障害児(者)リハビリテーション料の施設基準に基づき、専任の常勤医師1名等を配置し、診療報酬の請求を行っている。</p> <p>医師が常勤でなければならない理由として、患者の状態等を十分に把握し、計画的・継続的なリハビリ指導を行う医師が必要であるとの回答であったが、例えば、リハビリ計画等を非常勤医師の中で共有することで一貫的なリハビリ管理は十分に行える。また、診療の主担当の医師との連絡体制を整えておき、必要に応じて助言等を提供することで、計画的・継続的なリハビリは行えることとなる。よって、このような医師の確保が困難、過疎地域等の要件を課した上で緩和をお願いしたい。</p> <p>それ以上に、施設の常勤医師の高齢化と地域の医師不足による後任者の常勤医師1名の確保が難しい状況であり、施設の継続が困難となっている。</p> <p>当施設は北播磨圏域(三木市を除く、小野市、加西市、加東市、西脇市、多可町で面積719.1Km²、人口198,736人)、唯一の「医療型児童発達支援センター」であり、地域の中核的な療育施設として、通園児のみならず、外来児の受入もおこなっている。</p> <p>通園児に対しては、児童発達支援に加え医学的な側面からのリハビリテーションを実施し、外来児に対しては、実施機関が少なくなる就学後の医療機関としてリハビリテーションを継続して実施している。</p> <p>身近な地域での医療的支援体制は、障がい児の地域での生活を支える基盤であり、当園のリハビリテーションが果たす役割は大きい。</p> <p>従って、現行の障害児(者)リハビリテーション料の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、施設基準について、非常勤医師でも認められる等の障がい児に対する医療支援体制の存続が可能となるよう、特例措置を求める。</p>	<p>【加西市、小野市、西脇市、多可町】</p> <p>医療型児童発達支援センターでは、児童発達支援に加え、治療を目的とした診察、リハビリテーションを実施しており、リハビリテーションは、障害児(者)リハビリテーション料の施設基準に基づき、専任の常勤医師1名等を配置し、診療報酬の請求を行っている。</p> <p>しかし、施設の常勤医師の高齢化と地域の医師不足による後任者の常勤医師1名の確保が難しい状況であり、施設の継続が困難となっている。</p> <p>当施設は北播磨圏域(三木市を除く、面積719.1Km²、人口198,736人)、唯一の「医療型児童発達支援センター」であり、地域の中核的な療育施設として、通園児のみならず、外来児の受入もおこなっている。</p> <p>通園児に対しては、児童発達支援に加え医学的な側面からのリハビリテーションを実施し、外来児に対しては、実施機関が少なくなる就学後の医療機関としてリハビリテーションを継続して実施している。</p> <p>身近な地域での医療的支援体制は、障がい児の地域での生活を支える基盤であり、当園のリハビリテーションが果たす役割は大きい。</p> <p>従って、現行の障害児(者)リハビリテーション料の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、施設基準について、非常勤医師でも認められる等の障がい児に対する医療支援体制の存続が可能となるよう、特例措置を求める。</p> <p>【加東市】</p> <p>身近な地域での医療的支援体制は、障害児の地域での生活を支える基盤であり、わかあゆ園がリハビリテーションとしての果たす役割は非常に大きいので、現行の障害児(者)リハビリテーション料の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案いただき、施設基準について非常勤医師でも認められる等の障害児に対する医療支援体制の存続が可能となるよう特例措置として認めていただきますようよろしくお願いします。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
310	中津川市	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事案も存在している。	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市	<p>○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3～6ヶ月)、行方不明者の調査(3～6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的利用のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。</p> <p>○ 本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみ49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○ 市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市縁辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が檀家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず、現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているもの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部だけの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考え、これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものとする。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・ 関係府省庁	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
311	塩尻市 【重点50】	教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化	教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にする。 ※改正案はその他欄記載	【経過】 行政不服審査法(逐条解説)では、審査請求の審査庁となる上級行政庁とは「指揮監督権を有する行政庁」としているが、平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正前の第17条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に…」の部分が削除され、改正後の第13条のとおり教育長は教育委員会の代表となった。このため、教育委員会が教育長に委任した事務の審査請求についての審査庁が不明確となっている。 一方で平成26年7月17日文部科学省初等中等教育長通知では「…教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にある…教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできない」としており、指揮監督権が残っているかのようにも解釈できる。 【支障事例】 教育委員会が教育長に委任した学校教育法施行令第8条の指定校変更許可や教育施設の使用許可申請等について、申請を棄却する際の行政不服審査法第82条の教示が困難になるなど業務に支障があり、処分を受けるまでは市民も審査庁が不明瞭な状態であるなど、国民のための行政救済制度が十分に機能していない。 また、教育長が審査庁となる場合、教育委員会が審査庁となる場合には不要の審理員指名等の事務が新たに発生するため、事務の効率化のための委任により別の事務が生じるという矛盾が生じる。 【全国の状況】 全国の教育委員会のHPを見ると、新教育長制度に移行しているにもかかわらず、教育長の処分の審査庁を教育委員会にしている例や教育長にしている例が見受けられ、同じ法律を根拠としながら統一されていない。	文部科学省	豊橋市、松原市	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教法」という。)の改正(平成27年4月1日施行)により、教育長が教育委員会の指揮監督下にあることを明記する旧地教法17条が削られたことは事実であるが、現行制度でも、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務を執行し、その意思決定に反することはできないとされていることから、教育委員会が最高の意思決定機関であることに変わりはない。 したがって、教育委員会は教育長の関係では行政不服審査法第4条第4号の「最上級行政庁」に該当し、教育長に処分権限を委任した場合、教育委員会は同号に基づき審査庁になると解される。 ○本市では、教育長に委任した事務についての審査請求は、教育委員会に対して行うものとして、事務を執行しているため、例に挙げられるような支障事例は特に見受けられない。しかしながら、他都市において、支障事例が数多くあるのであれば、法改正ではなく、まずは、通知等により認識を統一するのがよいのではないかと考えている。 ○当県では、審査庁は教育委員会になるものと解釈している。 現在、本県で具体的な支障事例が生じているわけではないが、塩尻市の案のように法律に記載されれば明確になると考える。 ○本県においても、教育委員会が教育長に委任した事務にかかる審査請求の審査庁が整理されおらず、今後、審理員の指名等適切な審査手続きの執行に支障が生じる恐れがある。 ○支障事例はないが、今後そうした事態が予想される。 ○教育委員会が教育長に委任した事務の行政処分をする際に行う行政不服審査法第82条の教示内容について、行政不服審査法の審査請求の審査庁が不明確であるとして疑義が生じる等業務に支障があるため、本提案内容のように明文化しておくことが必要であると考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>行政不服審査法第4条は、処分庁等に上級行政庁がない場合、当該処分庁等に対して審査請求を行う旨規定している。同法上、上級行政庁とは「当該行政事務に関し、処分庁を直接指揮監督する権限を有する行政庁」とされ(「行政不服審査法解説改訂版」田中真次他著、日本評論社)、新教育委員会制度においては、教育委員会による教育長の指揮監督権は法定されておらず、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しない。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条に基づき教育委員会から教育長に委任された事務に係る審査請求は、教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上明らかである。</p> <p>また、本提案の趣旨は、教育委員会が教育長に委任した事務に係る行政処分について、行政不服審査法の審査請求の審査庁を明確にすることにあり、法改正でなければ達成できない特段の事由はなく、今後、現行法の上記解釈について、各教育委員会等に周知を図ることを検討したい。</p>	<p>教育委員会は教育長の上級庁に該当せず、審査請求は教育長に対し行われるものであることは現行法の解釈上、明らかであることだが、下記の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、教育委員会に属する事務(委任した場合も含む)の審査庁を教育委員会とすることを提案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審理員は審査庁の職員であることから、審理員の審理のみでは客観性は必ずしも十分に担保されないと考えられ(平成27年4月総務省自治行政局作成、行政不服審査法逐条解説)、地方公共団体の長は行政不服審査会等への諮問を義務付けられている(行政不服審査法第43条)。教育委員会が審査庁となる場合は、優れた識見を有する委員等で構成される合議体により、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているため例外的に諮問は義務付けないこととされているが、教育長が審査庁となる場合は行政不服審査法の趣旨に反して諮問が不要となってしまい不適当である。 2. 教育委員会が委任した事務か否かによって審査庁が異なることは保護者にとって分かりにくく、理解が得られないと考える。また、行政訴訟の被告代表は、委任した場合も含め、教育委員会と規定されており、同じ行政救済法である行政事件訴訟法と行政不服審査法(この2法は処分の定義を同じにしているなど関連性が高い)を基にしながら、考え方が異なることも分かりにくい。 3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律76号)において、委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から設けられたものであり(平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知)、その観点から見ると行政不服審査においても教育委員会が教育長をチェックすることは必要である。 		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>